【表紙】

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成19年12月21日

【中間会計期間】 第129期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 東陽倉庫株式会社

【英訳名】 Toyo Logistics Co., Ltd.

【本店の所在の場所】 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号

【電話番号】 名古屋(052)581-0251(代表)

 【事務連絡者氏名】
 上席執行役員経理部長
 山岸
 博之

 【最寄りの連絡場所】
 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号

【電話番号】 名古屋(052)581-0251(代表)

【縦覧に供する場所】 東陽倉庫株式会社 東京営業部

(東京都中央区日本橋茅場町三丁目7番6号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第127期中	第128期中	第129期中	第127期	第128期
会計期間		自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
営業収益	(千円)	10, 669, 255	11, 072, 779	10, 944, 621	21, 734, 741	22, 250, 009
経常利益	(千円)	509, 421	618, 993	579, 353	1, 100, 372	1, 213, 081
中間(当期)純利益	(千円)	343, 261	347, 549	337, 392	695, 479	656, 455
純資産額	(千円)	12, 796, 978	14, 292, 363	15, 429, 586	14, 337, 426	14, 893, 050
総資産額	(千円)	29, 148, 217	29, 968, 760	29, 880, 413	29, 747, 959	29, 888, 168
1株当たり純資産額	(円)	398. 26	410. 32	404. 64	412. 48	412. 27
1株当たり中間(当期) 純利益	(円)	11.02	10.01	9. 04	21. 04	18. 72
潜在株式調整後1株当た り中間(当期)純利益	(円)	9. 41	9. 54	8.74	18. 47	17.87
自己資本比率	(%)	43. 9	47. 6	51. 6	48. 2	49.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	562, 311	689, 574	750, 063	1, 430, 339	1, 611, 606
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△939, 916	△1, 508, 726	△1, 369, 324	△641, 075	△2, 309, 420
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	348, 883	315, 174	594, 932	△582, 063	500, 379
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高	(千円)	1, 995, 539	1, 727, 484	2, 009, 697	2, 231, 462	2, 034, 027
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人)	619 [444]	608 [383]	631 [345]	589 [432]	614 [376]

⁽注) 1.営業収益には、消費税等は含まれておりません。

^{2.} 第128期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第127期中	第128期中	第129期中	第127期	第128期
会計期間		自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
営業収益	(千円)	8, 637, 281	8, 971, 219	8, 852, 816	17, 622, 013	18, 025, 276
経常利益	(千円)	424, 563	389, 535	388, 614	788, 614	703, 884
中間(当期)純利益	(千円)	331, 937	219, 655	226, 136	584, 322	362, 057
資本金	(千円)	2, 416, 535	2, 827, 878	3, 412, 524	2, 812, 829	3, 034, 463
発行済株式総数	(千株)	33, 549	36, 237	39, 324	36, 139	37, 299
純資産額	(千円)	11, 568, 951	12, 837, 218	13, 698, 295	13, 007, 746	13, 272, 250
総資産額	(千円)	26, 683, 072	27, 321, 824	27, 304, 072	27, 239, 702	27, 174, 554
1株当たり配当額	(円)	3. 50	3. 50	3. 50	7. 50	7. 50
自己資本比率	(%)	43. 4	46. 9	50. 1	47. 7	48.8
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人)	210 [11]	220 [11]	237 [8]	203 [12]	221 [12]

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 第127期中の1株当たり配当額3円50銭には特別配当1円を、第127期の1株当たりの配当額7円50銭には会社 設立80周年記念配当1円を含んでおります。
 - 3. 第128期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)	
物流事業	586 [344]	
不動産事業	7 [1]	
全社 (共通)	38	
合計	631 [345]	

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当中間連結会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。
 - 2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない総務・経理等の管理部門に所属しているものであります。
- (2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	237	[8]
	1	

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当中間会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。
- (3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の日本経済は、米国の信用力の低い個人向け住宅融資問題をきっかけとする金融・資本市場の動揺に、原油をはじめとする原材料高や為替の変動などの懸念が加わる中、企業部門の設備投資・生産活動は比較的堅調に推移いたしました。しかし、アジア・欧州向けの輸出は順調ではありますが、米国経済に減速の兆しが表れる等、景気回復の持続は不透明さを増しております。

物流業界におきましては、企業の在庫調整の加速、消費の足踏みなどにより、取扱高・保管残高は共に前年同期間と比べて横ばいで推移いたしました。

このような事業環境の下、当社グループは、引き続き経営資源の効率化を推進し、併せて営業の強化、業務品質の向上に努めてまいりました。

昨年10月に稼動いたしました「書類保管センター(名古屋市)」は、堅調に推移しております。また、海外拠点を中心に国際複合輸送業務の拡大に努め、好調な外需に対応してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の連結営業収益は109億4千4百万円(前年同期比1.2%減)となりました。連結経常利益は5億7千9百万円となり、前年同期比3千9百万円(△6.4%)の減益となりました。また、特別損益を加減いたしました結果、連結中間期純利益は3億3千7百万円となりました。

①物流事業

倉庫業務につきましては、前期に引き続き、貨物回転率は高水準を維持したものの、企業の在庫調整や猛暑等の 影響により、当中間期の倉庫貨物取扱高は110万6千トン(前年同期比8.2%減)となりました。一方、保管貨物期中 平均月末残高は14万9千トン(前年同期比3.2%減)となりました。

この結果、営業収益は22億8千4百万円となり、前年同期比7千6百万円(△3.2%)の減収となりました。

港湾運送業務につきましては、自動車部品、化学工業品を中心に、中国・東南アジア向けの輸出貨物の取扱いが 増加したことにより、当中間期の港湾貨物総取扱高は126万トン(前年同期比7.3%増)となりました。

この結果、営業収益は18億4千5百万円となり、前年同期比1億3千5百万円(7.9%)の増収となりました。

陸上運送業務につきましては、個人消費の伸び悩みにより、当中間期の貨物取扱高は106万3千トン(前年同期比 2.4%減)となりました。

この結果、営業収益は45億4百万円となり、前年同期比1億1千5百万円(△2.5%)の減収となりました。 その他の物流業務につきましては、物流管理業務および航空貨物の取扱いが、弱含みで推移しました。

この結果、営業収益は15億6千5百万円となり、前年同期比9千9百万円(△6.0%)の減収となりました。

②不動産事業

保有資産を利用した有料駐車場等が順調に稼動し、業績に寄与いたしました。

この結果、営業収益は7億4千4百万円となり、2千7百万円(3.8%)の増収となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の残高は20億9百万円となり、前連結会計年度末に比較して2千4百万円の減少となりました。

〈営業活動によるキャッシュ・フロー〉

主として税金等調整前中間純利益及び減価償却費等による資金の留保等により、資金収支は7億5千万円の増加 (前年同期比6千万円の収入増加) となりました。

〈投資活動によるキャッシュ・フロー〉

主として有形固定資産および投資有価証券取得のための支出を致しましたので、資金収支は13億6千9百万円の減少(前年同期比1億3千9百万円の支出減少)となりました。

〈財務活動によるキャッシュ・フロー〉

主に長期借入および新株予約権の行使による収入により、資金収支は5億9千4百万円の増加(前年同期比2億7千9百万円の収入増加)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社及び連結子会社の当中間連結会計期間における事業の種類別セグメント毎の営業収益内訳及び主要業務の取扱高等を示すと、次のとおりであります。

(1) 事業の種類別セグメント毎の営業収益内訳

内訳	前中間連結会計期間 (平成18年4月	当中間連結会計期間	前年同期比増減		
P 1 H/C	~平成18年9月)			比率	
物流事業	10, 355, 199千円	10, 199, 840千円	△155,358千円	△1.5%	
(倉庫業収益)	(2, 361, 277)	(2, 284, 727)	$(\triangle 76, 549)$	△3.2	
(港湾運送業収益)	(1, 709, 371)	(1, 845, 255)	(135, 884)	7.9	
(陸上運送業収益)	(4, 619, 754)	(4, 504, 649)	$(\triangle 115, 104)$	△2. 5	
(その他の収益)	(1, 664, 795)	(1, 565, 207)	$(\triangle 99,588)$	△6. 0	
不動産事業	717, 580	744, 780	27, 200	3.8	
(不動産賃貸業収益)	(717, 580)	(744, 780)	(27, 200)	3.8	
計	11, 072, 779	10, 944, 621	△128, 158	△1.2	

(2) 事業の種類別セグメント毎の主要業務の取扱高等物流業

(イ) 倉庫業

1)入出庫高

区分		前中間連結会計期間 (平成18年4月~平成18年9月)	当中間連結会計期間 (平成19年4月~平成19年9月)	
入庫高		600千トン	556千トン	
出庫高		605	549	
保管残高	期中平均	153	149	

2) 貨物回転率 (月平均)

区分	前中間連結会計期間 (平成18年4月~平成18年9月)	当中間連結会計期間 (平成19年4月~平成19年9月)
数量	65. 2%	61.8%

(口) 港湾運送業

区分	前中間連結会計期間 (平成18年4月~平成18年9月)	当中間連結会計期間 (平成19年4月~平成19年9月)
取扱高	1,174千トン	1,260千トン

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更及び新たな事項はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は次のとおりであります。

会社名	所在地	事業の種類別セグメン		投資予算	定金額	資金調達	着手及 予定	-	完成後の
事業所名	/ <i>)</i> / 11.46	トの名称	以师 少 月 日	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	方法	着手	完了	増加能力
提出会社	愛知県	物流事業	物流施設	3,000	740	自己資金	平成19年	平成20年	(建物面積)
国内物流部	丹羽郡	初州尹未	初机旭蚁	3, 000	740	及び借入金	12月	8月	約25,000㎡

⁽注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	100, 000, 000
計	100, 000, 000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	39, 324, 953	39, 324, 953	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (各市場第一部)	権利内容に何 ら限定のない 当社における 標準となる株 式
計	39, 324, 953	39, 324, 953	_	_

⁽注) 提出日現在発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき 発行された転換社債の転換及び新株引受権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれて おりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第341条 / 2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。 平成16年 7月15日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	240	同左
新株予約権の数(個)	48	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	786, 885	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 305	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月13日 至 平成20年7月30日 (スイス時間)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株につき 305 資本組入額 1株につき 153	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし	同左
代用払込みに関する事項	(注2)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注1) 新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとする。また、新株予約権が行使された ときには、当該請求があったものとみなす。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 (注2) 新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行 価額と同額とする。

旧商法第280条ノ20の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年2月28日取締役会決議 第3回新株予約権

		中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)		
新株予約権の数 (個)		5	同左	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		_	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1~4	1個あたり	162, 000	同左	
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1 ~ 5	1株につき	618	同左	
新株予約権の行使期間	自 平成18年3月20日 至 平成21年3月17日		同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 株につき 資本組入額 1 株につき	621. 95 311	同左	
新株予約権の行使の条件	(注) 5, 6		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡について 締役会の承認を要するもの		同左	
代用払込みに関する事項	-		-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	-		-	

②平成18年2月28日取締役会決議 第4回新株予約権

	中間会計期間末 (平成19年9月30	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)	
新株予約権の数 (個)		5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		_	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1~4	1個あたり	162, 000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1~5	1 株につき	618	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年3月20日 至 平成21年3月17日		同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株につき 資本組入額 1株につき	621. 95 311	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5, 6		同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい 締役会の承認を要するもの		同左
代用払込みに関する事項	-		-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	-		-

(注) 第3回および第4回新株予約権に共通する事項

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。)する数(以下「割当株式数」という。)は、当初162,000株とし、新株予約権の目的たる株式の総数は、当初810,000株とする。但し、下記(注)3.又は下記(注)4.に基づき行使価額(下記(注)2.(2)に定義する。)が修正又は調整された場合は、割当株式数は、当初の行使価額に当初の割当株式数を乗じた金額(以下「払込金額」という。)を下記(注)3.又は下記(注)4.によって修正又は調整された後の修正後又は調整後の行使価額で除して得られる最大整数(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)とし、新株予約権の目的たる株式の総数は、かかる行使価額の修正又は調整により修正又は調整されるものとする。

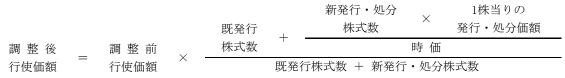
- 2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
 - (1) 新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、上記(注)1.に定める払込金額とする。なお、修正開始日(下記(注)3.(1)に定義する。)後の包括行使請求(下記(注)5.(3)に定義する。)又は個別行使請求(下記(注)5.(4)に定義する。)に基づく新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき払込をなすべき額もこれと同額とする。
 - (2) 新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込をなすべき金額(以下「行使価額」という。)は、当初618円とする。但し、下記(注)3.又は下記(注)4.に従い、修正又は調整される。

3. 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成18年6月18日以降、平成20年3月17日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、新株予約権の要項に従って新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと及び修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、①修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第3金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の3連続取引日(但し、終値のない日は除き、修正開始日の前銀行営業日が取引日でない場合には、修正開始日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、②修正開始日の翌月の第3金曜日の翌日以後においては、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(但し、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が238円(但し、下記(注)4.による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額とする。

4. 行使価額の調整

当社は、新株予約権の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社の普通株式を発行し又は処分する場合(但し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。



また、当社は、当社普通株式の分割もしくは併合又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換されるもしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合等にも行使価額を適宜調整する。

- 5. 新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1) 行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成20年3 月17日まで(当日を含む。)に、行使請求手続を完了するものとする。
 - (2) 行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に行使請求手続を完了するものとする。
 - (3) また、行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求期間内に、各新株予約権につき、下記(注) 6. (2)①に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、払込金額を新株予約権1個あたりの払込をなすべき金額とし、権利行使最終期日において有効な割当株式数を新株予約権1個あたりの割当株式数として株式の割当を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)を行い、かつ払込金総額の払込を行うものとする。
 - (4) 上記(3)に従い払込金総額が払い込まれた新株予約権については、新株予約権者は、当該新株予約権に係る包括行使請求の効力発生を待たずに、個別行使請求期間内において、いつでも、個別行使請求 (以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各新株予約権について、払込金額を新株予約権1個あたりの払込をなすべき金額とし、各個別行使請求の時点において有効な割当株式数を新株予約権1個あたりの割当株式数として株式の割当を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、当該個別行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する新株予約権に係る包括行使請求は、下記(注)6.(2)①に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) ①包括行使請求には、その対象となる各新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、かつ下記(4)①又は(6)に定めるいずれの事由も発生せず、かつ消却も行われない場合に権利行使最終期日において効力を生じる旨の条件を付すものとする。
 - ②上記(注) 5. (3)に定める包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の 選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、払込金額に包括行使請求に基づ き権利行使を希望する新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求期間内に、現金にて払込取 扱場所の指定口座に払い込むものとする。
 - ③権利行使最終期日の前銀行営業日に上記①に定める包括行使請求に付された条件が成就して、包括 行使請求の効力が生じた場合には、包括行使請求がなされた際に払い込まれた金銭は、権利行使最 終期日において、当該包括行使請求の対象となる新株予約権の払込金額に係る払込金として確定す る
- (3) ①個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の新株予約権に係る包括 行使請求は効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該効力が発生しないこ とが確定した包括行使請求に係る新株予約権の個数に払込金額を乗じた金額を速やかに返還するも のとする。
 - ②新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日に至るまで、包括行使請求が行われた新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた新株予約権の個数を控除した残数の新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする
- (4) ①以下の(i) 乃至(iii) のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i) 乃至(iii) のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
 - (i) 当社が支払の停止に至った場合又は当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手 続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がな された場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
 - (ii) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (iii) 当社の重要な財産が差し押さえられた場合
 - ②上記①のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく払込金額が払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該事由発生後遅滞なく、残存する新株予約権の個数に払込金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく払込金額の返還として支払うものとする。

- (5) 当社が、新株予約権の発行後平成20年3月17日まで(当日を含む。)の間に行使価額修正の決定を行わない場合、当社は、平成20年3月17日の翌日以後、行使価額修正の決定を行うことができず、また、新株予約権者は、残存する新株予約権全部につき、その行使請求を行うことができないものとする
- (6) 新株予約権の発行後、5連続取引日(但し、終値(気配表示を含む。)のない日は除く。)の株式会 社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)が下限行使価 額を下回った場合、新株予約権者は、当該5連続取引日の最終日の翌日以後、残存する新株予約権全 部につき、その行使請求を行うことができないものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年4月1日~ 平成19年9月30日(注)	2, 025	39, 324	378, 061	3, 412, 524	375, 713	2, 134, 557

(注) 新株予約権付社債の転換及び新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3, 288	8. 36
株式会社 三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1, 470	3. 74
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	1, 353	3. 44
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1, 172	2. 98
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1, 119	2.84
株式会社中京銀行	名古屋市中区栄三丁目33番13号	1, 081	2. 75
中京テレビ放送株式会社	名古屋市昭和区高峯町154番地	1,000	2. 54
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	976	2. 48
白石 亨子	名古屋市昭和区	806	2. 05
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	764	1. 94
計	_	13, 033	33. 14

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が1,208千株あります。
 - 2. 野村證券㈱及びその共同保有者(野村アセットマネジメント㈱)から、平成19年9月25日付の大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在でそれぞれ以下のとおりの株式を保有している旨の報告をうけておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	295		
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	230		

3. ㈱三菱UF J フィナンシャル・グループ及びその共同保有者(㈱三菱東京UF J 銀行、三菱UF J 投信㈱、三菱UF J 信託銀行㈱)から、平成19年9月4日付の大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在でそれぞれ以下のとおりの株式を保有している旨の報告を受けておりますが、三菱UF J 投信㈱については、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1, 470
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2, 409
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	340

4. (㈱みずほフィナンシャルグループ及びその共同保有者(㈱みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行㈱、みずほ 証券(㈱) から、平成17年10月14日付の大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在でそれぞれ以下のとおりの 株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の 確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	572
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	242
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	197

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,208,000	_	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,724,000	37, 724	同上
単元未満株式	普通株式 392,953	_	同上
発行済株式総数	39, 324, 953	_	_
総株主の議決権	_	37, 724	_

⁽注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

②【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
東陽倉庫株式会社	名古屋市中村区名駅 南二丁目6番17号	1, 208, 000	-	1, 208, 000	3. 07
∄ †	_	1, 208, 000	-	1, 208, 000	3. 07

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月	
最高(円)	470	470	494	463	427	374	
最低 (円)	436	425	434	409	358	314	

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

- (1) 【中間連結財務諸表】
 - ①【中間連結貸借対照表】

			前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)				当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		要約連	結会計年度の 連結貸借対照表 19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)											
I 流動資産											
1 現金及び預金			1, 727, 484			2, 009, 697			2, 034, 027		
2 受取手形及び営 業未収金	※ 5		3, 365, 812			3, 033, 191			3, 262, 626		
3 たな卸資産			9, 956			10, 385			11,739		
4 繰延税金資産			161, 116			148, 041			148, 904		
5 その他	※ 2		339, 392			531, 882			397, 470		
貸倒引当金			△7, 068			△3, 699			△6, 788		
流動資産合 計			5, 596, 693	18. 7		5, 729, 497	19. 2		5, 847, 980	19.6	
Ⅱ 固定資産											
1 有形固定資産	※ 1, 2										
(1) 建物及び構築 物		9, 037, 706			9, 371, 872			9, 459, 039			
(2) 機械装置及び 運搬具		701, 641			691, 901			734, 835			
(3) 工具・器具及 び備品		947, 471			993, 346			1, 015, 428			
(4) 土地		5, 767, 355			6, 498, 902			5, 768, 323			
(5) 建設仮勘定		798, 519	17, 252, 694	57.6	12, 295	17, 568, 319	58.8	_	16, 977, 626	56.8	
2 無形固定資産			283, 697	0.9		297, 191	1.0		300, 574	1.0	
3 投資その他の資 産											
(1) 投資有価証券	※ 2	4, 815, 729			4, 260, 454			4, 733, 397			
(2) 長期貸付金		762, 749			771, 257			765, 530			
(3) 保証金		991, 122			973, 860			982, 326			
(4) 繰延税金資産		423, 390			428, 918			426, 295			
(5) その他		105, 223			92, 078			96, 862			
貸倒引当金		△250, 315			△241, 165			△242, 426			
投資損失引当 金		△14, 748	6, 833, 150	22.8	-	6, 285, 404	21.0	_	6, 761, 987	22.6	
固定資産合 計			24, 369, 542	81. 3		24, 150, 915	80.8		24, 040, 188	80. 4	
Ⅲ 繰延資産											
1 社債発行費			2, 524			_			_		
繰延資産合 計			2, 524	0.0		_	_		_	_	
資産合計			29, 968, 760	100.0		29, 880, 413	100.0		29, 888, 168	100.0	

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)			
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額((千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1 支払手形及び営 業未払金			1, 475, 904			1, 325, 355			1, 496, 794	
2 短期借入金	※ 2		1, 792, 568			1, 618, 418			1, 649, 168	
3 一年以内償還新 株予約権付社債			_			240, 000			_	
4 未払法人税等			276, 334			246, 541			288, 673	
5 賞与引当金			243, 736			244, 827			236, 482	
6 役員賞与引当金			_			11, 200			22, 900	
7 執行役員賞与引 当金			_			2, 100			4,800	
8 その他			1, 073, 234			613, 085			606, 544	
流動負債合計			4, 861, 777	16. 2		4, 301, 527	14. 4		4, 305, 362	14. 4
Ⅱ 固定負債										
1 社債			2, 000, 000			2, 000, 000			2, 000, 000	
2 新株予約権付社 債			500, 000			_			490, 000	
3 長期借入金	※ 2		3, 707, 642			3, 939, 224			3, 665, 608	
4 繰延税金負債			1, 488, 979			1, 162, 675			1, 446, 312	
5 引当金										
(1)役員退職慰 労引当金		84, 160			91, 930			91, 460		
(2)執行役員退 職慰労引当金		_			36, 800			33, 840		
(3)退職給付引 当金		2, 679, 283	2, 763, 443		2, 568, 273	2, 697, 003		2, 612, 810	2, 738, 110	
6 その他			354, 554			350, 396			349, 725	
固定負債合 計			10, 814, 619	36. 2		10, 149, 300	34. 0		10, 689, 756	35. 8
負債合計			15, 676, 397	52. 4		14, 450, 827	48. 4		14, 995, 118	50. 2
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金			2, 827, 878	9. 5		3, 412, 524	11. 4		3, 034, 463	10. 2
2 資本剰余金			1, 552, 828	5. 1		2, 178, 797	7. 3		1, 803, 016	6.0
3 利益剰余金			8, 633, 078	28.8		9, 013, 165	30. 2		8, 820, 179	29. 5
4 自己株式			△327, 973	△1.0		△283, 945	△1.0		△279, 101	△0.9
株主資本合計			12, 685, 810	42. 4		14, 320, 542	47. 9		13, 378, 557	44.8
Ⅲ 評価・換算差額等										
1 その他有価証券 評価差額金			1, 593, 772	5. 2		1, 102, 653	3. 7		1, 504, 907	5. 0
評価・換算差額 等合計			1, 593, 772	5. 2		1, 102, 653	3. 7		1, 504, 907	5. 0
Ⅲ 新株予約権			12, 780	0.0		6, 390	0.0		9, 585	0.0
純資産合計			14, 292, 363	47.6		15, 429, 586	51.6		14, 893, 050	49.8
負債純資産合計			29, 968, 760	100.0		29, 880, 413	100.0		29, 888, 168	100.0

②【中間連結損益計算書】

		(自 平)	引連結会計期間 成18年4月1日 成18年9月30日		(自 平	引連結会計期間 成19年4月1日 成19年9月30日		要約退 (自 平	結会計年度の 連結損益計算書 成18年4月1日 成19年3月31日	1
区分	注記 番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 営業収益			11, 072, 779	100.0		10, 944, 621	100.0		22, 250, 009	100.0
Ⅱ 営業原価			10, 016, 191	90. 5		9, 928, 187	90. 7		20, 146, 718	90. 5
営業総利益			1, 056, 588	9. 5		1, 016, 433	9. 3		2, 103, 291	9. 5
Ⅲ 販売費及び一般管 理費	※ 1		451, 561	4.0		435, 544	4. 0		875, 107	4. 0
営業利益			605, 026	5. 5		580, 888	5. 3		1, 228, 183	5. 5
IV 営業外収益										
1 受取利息		5, 823			7, 208			12, 315		
2 受取配当金		33, 616			42, 785			49, 305		
3 匿名組合償還益		15, 990			_			15, 990		
4 その他		9, 067	64, 497	0.6	8, 818	58, 811	0. 5	17, 365	94, 976	0.4
V 営業外費用										
1 支払利息		43, 558			50, 726			92, 236		
2 社債発行費償却		2, 524	F0 F00		- 0.001	60.047		5, 048	110 077	
3 その他 経常利益		4, 447	50, 530 618, 993	0. 5 5. 6	9, 621	60, 347 579, 353	0. 6 5. 2	12, 793	110, 077	0. 5 5. 4
VI 特別利益			010, 993	5. 0		579, 555	0. 2		1, 213, 001	0.4
1 貸倒引当金戻入		1,848			3, 931			_		
2 固定資産売却益	※ 2	2, 819			1, 054			4, 575		
3 投資有価証券売	×.2	2,010								
却益		_			748			_		
4 過年度損益修正 益	※ 5	_			_			16, 841		
5 設備導入補助奨 励金		1,666			_			4, 485		
6 役員退職慰労引 当金戻入		3, 900			_			3, 900		
7 その他		_	10, 234	0. 1		5, 734	0. 1	5, 086	34, 888	0. 2
VII 特別損失										
1 倉庫改修に伴う 関連費用		_			18, 726			_		
2 固定資産売除却 損	※ 3	5, 684			16, 805			9, 545		
3 投資有価証券評 価損		9, 792			_			9, 792		
4 葬儀費用		_			_			4, 802		
5 関係会社株式評 価損		_			_			4, 100		
6 その他		48	15, 524	0.1	_	35, 531	0.3	3, 065	31, 306	0.1
税金等調整前中 間(当期)純利益			613, 703	5. 6		549, 556	5. 0		1, 216, 664	5. 5
法人税、住民税 及び事業税	※ 4	275, 486			223, 075			530, 404		
過年度法人税、 住民税及び事業 税		_			_			11, 859		
法人税等調整額	※ 4	△9, 332	266, 154	2.4	△10, 911	212, 163	1. 9	17, 944	560, 208	2.5
中間(当期)純利 益			347, 549	3. 2		337, 392	3. 1		656, 455	3.0

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自平成 18年 4月 1日 至平成 18年 9月 30日)

		株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
平成 18年 3月 31日 残高 (千円)	2, 812, 829	1, 537, 533	8, 446, 252	△326, 357	12, 470, 257	
中間連結会計期間中の変動額						
新株予約権付社債の転換	15, 049	14, 950			30,000	
利益処分による利益の配当			△138, 823		△138, 823	
利益処分による役員賞与			△21, 900		△21,900	
中間純利益			347, 549		347, 549	
自己株式の取得				△2, 199	△2, 199	
自己株式の処分		343		582	926	
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					_	
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	15, 049	15, 294	186, 825	△1,616	215, 553	
平成 18年 9月 30日 残高 (千円)	2, 827, 878	1, 552, 828	8, 633, 078	△327, 973	12, 685, 810	

	評価・換	算差額等			
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計	新株予約権	純資産合計	
平成 18年 3月 31日 残高 (千円)	1, 867, 169	1, 867, 169	12, 780	14, 350, 206	
中間連結会計期間中の変動額					
新株予約権付社債の転換				30,000	
利益処分による利益の配当				△138, 823	
利益処分による役員賞与				△21, 900	
中間純利益				347, 549	
自己株式の取得				△2, 199	
自己株式の処分				926	
株主資本以外の項目の中間連結会 計期間中の変動額(純額)	△273, 396	△273, 396	_	△273, 396	
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	△273, 396	△273, 396	_	△57, 843	
平成 18年 9月 30日 残高 (千円)	1, 593, 772	1, 593, 772	12, 780	14, 292, 363	

当中間連結会計期間(自平成 19年 4月 1日 至平成 19年 9月 30日)

		株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
平成 19年 3月 31日 残高 (千円)	3, 034, 463	1, 803, 016	8, 820, 179	△279, 101	13, 378, 557	
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当			△144, 406		△144, 406	
中間純利益			337, 392		337, 392	
新株予約権付社債の転換	125, 409	124, 590			250, 000	
新株予約権の行使(新株の発行)	252, 651	251, 123			503, 775	
自己株式の取得				△4, 942	△4, 942	
自己株式の処分		67		98	165	
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					_	
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	378, 061	375, 780	192, 986	△4, 844	941, 984	
平成 19年 9月 30日 残高 (千円)	3, 412, 524	2, 178, 797	9, 013, 165	△283, 945	14, 320, 542	

	評価・換	算差額等			
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計	新株予約権	純資産合計	
平成 19年 3月 31日 残高 (千円)	1, 504, 907	1, 504, 907	9, 585	14, 893, 050	
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当				△144, 406	
中間純利益				337, 392	
新株予約権付社債の転換				250, 000	
新株予約権の行使(新株の発行)				503, 775	
自己株式の取得				△4, 942	
自己株式の処分				165	
株主資本以外の項目の中間連結会 計期間中の変動額(純額)	△402, 253	△402, 253	△3, 195	△405, 448	
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	△402, 253	△402, 253	△3, 195	536, 535	
平成 19年 9月 30日 残高 (千円)	1, 102, 653	1, 102, 653	6, 390	15, 429, 586	

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自平成 18年 4月 1日 至平成 19年 3月 31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成 18年 3月 31日 残高 (千円)	2, 812, 829	1, 537, 533	8, 446, 252	△326, 357	12, 470, 257
当期変動額					
利益処分による利益の配当			△138, 823		△138, 823
剰余金の配当			△121, 805		△121,805
利益処分による役員賞与			△21, 900		△21, 900
当期純利益			656, 455		656, 455
新株予約権付社債の転換	20, 065	19, 934			40,000
新株予約権の行使(新株の発行)	201, 568	201, 451			403, 020
新株予約権の行使(自己株式の交 付)		41, 999		58, 755	100, 755
自己株式の取得				△14, 014	△14, 014
自己株式の処分		2, 098		2, 514	4, 612
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)					_
当期変動額合計 (千円)	221, 634	265, 483	373, 926	47, 255	908, 299
平成 19年 3月 31日 残高 (千円)	3, 034, 463	1, 803, 016	8, 820, 179	△279, 101	13, 378, 557

	評価・換	算差額等		
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計	新株予約権	純資産合計
平成 18年 3月 31日 残高 (千円)	1, 867, 169	1, 867, 169	12,780	14, 350, 206
当期変動額				
利益処分による利益の配当				△138, 823
剰余金の配当				△121,805
利益処分による役員賞与				△21, 900
当期純利益				656, 455
新株予約権付社債の転換				40,000
新株予約権の行使(新株の発行)				403, 020
新株予約権の行使(自己株式の交 付)				100, 755
自己株式の取得				△14, 014
自己株式の処分				4, 612
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△362, 261	△362, 261	△3, 195	△365, 456
当期変動額合計 (千円)	△362, 261	△362, 261	△3, 195	542, 843
平成 19年 3月 31日 残高 (千円)	1, 504, 907	1, 504, 907	9, 585	14, 893, 050

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	(自	中間連結会計期間 平成18年4月1日 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税金等調整前中間(当 期)純利益		613, 703	549, 556	1, 216, 664
減価償却費		490, 481	550, 253	1, 061, 612
過年度損益修正益		_	_	△16, 841
貸倒引当金の増減額		1,723	△4, 349	△6, 445
退職給付・執行役 員・役員退職慰労引 当金の増減額		△55, 256	△41, 106	△80, 589
受取利息及び受取配 当金		△39, 440	△49, 993	△61,620
支払利息		43, 558	50, 726	92, 236
有形固定資産売却益		$\triangle 2,819$	△1, 054	△4, 575
有形固定資産売却損		599	99	841
有形固定資産除却損		5, 084	16, 577	7, 616
投資有価証券売却益		_	△748	_
投資有価証券評価損		9, 792	_	9, 792
関係会社株式評価損		_	_	4, 100
売上債権の増減額		9, 500	229, 435	112, 686
仕入債務の増減額		△79, 395	△171, 439	△58, 505
役員賞与の支払額		△21, 900	_	△21, 900
その他		30, 459	△115, 861	△40, 701
小計		1, 006, 093	1, 012, 094	2, 214, 370
利息及び配当金の受 取額		34, 061	44, 131	58, 257
利息の支払額		$\triangle 49,445$	△46, 840	△98, 779
法人税等の支払額		△301, 135	△259, 322	△562, 241
営業活動によるキャッ シュ・フロー		689, 574	750, 063	1, 611, 606

			前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	区分	注記 番号	金額 (千円)	金額(千円)	金額(千円)
П	投資活動によるキャッ シュ・フロー				
	有形固定資産の取得 による支出		$\triangle 1,036,957$	△1, 129, 450	△1, 689, 213
	有形固定資産の売却 による収入		6, 667	3, 780	14, 997
	無形固定資産の取得 による支出		△128, 042	△33, 818	△194, 411
	投資有価証券の取得 による支出		△276, 207	△206, 792	△362, 227
	投資有価証券の売却 による収入		_	750	_
	貸付による支出		△81, 258	△11, 193	△92, 474
	貸付金の回収による 収入		7, 066	7, 459	14, 133
	その他		5	△60	△225
	投資活動によるキャッ シュ・フロー		△1, 508, 726	△1, 369, 324	△2, 309, 420
III	財務活動によるキャッ シュ・フロー				
	短期借入金の返済に よる支出		△50, 000	△150, 000	△300, 000
	長期借入れによる収 入		1, 050, 000	950, 000	1, 650, 000
	長期借入金の返済に よる支出		△545, 018	△557, 134	△1, 080, 452
	新株予約権の行使に よる収入		_	500, 580	500, 580
	自己株式の売却によ る収入		926	165	4, 612
	自己株式の取得によ る支出		△2, 199	△4, 942	△14, 014
L	配当金の支払額		△138, 535	△143, 736	△260, 346
	財務活動によるキャッ シュ・フロー		315, 174	594, 932	500, 379
IV	現金及び現金同等物の 増減額		△503, 977	△24, 329	△197, 434
V	現金及び現金同等物の 期首残高		2, 231, 462	2, 034, 027	2, 231, 462
VI	現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高		1, 727, 484	2, 009, 697	2, 034, 027

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

信 平成19年4月1日	一门的是加来	V. L. BENTALL, A. ST. HERBE	VIA 1 PRINTE / 1. A 71 (IRPR)()+(), (, =1, +, +,	
王 平成19年9月30日) 王 平成19年2月31日) 田左 (温熱の範囲から除いた理由) 非監督子会社は、小児成での 京教に依存していたいため つかりません。 ② 持分法を適用しない理由会社会で、 日左 (2) 同左 (2) 月立 (2)		前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度	
1、 連結・の範則に 関する事項	項目				
関する事項 取得物理株式会社、特分 100%) (2) 主要なが維結子会社の名称等 1700 150STIGS MERICA、INC. 東医療性 (上海) 有限公司 (連続の額層から除いた理由) 非連結子会社は、小規模であり、合計の設質底、音楽収益、中間的機能 (特分に見合う額) 等は、いずれら・中間を構造を(特分に見合う額) 等は、いずれら・中間を構造を(特分に見合う額) 等は、いずれら・中間を構造を(特分に見合う額) 等は、いずれら・中間を構造を(持分に見合う額) 等は、いずれら・中間を構造を(持分に見合う額) 等は、いずれら・中間を持着を(持分に見合う額) 等は、いずれら・中間を持着を(持分に見合う額) 等は、いずれら・中間を持着を(持分に見合う額) 等は、いずれら・神の・中間、大部連が持定とは、一般を選挙を及ぼしていないためであります。 2. 特分法の適用 (1) 特分法を適用しない事業結子会社との「同左 (2) 同左 (2) 同左 (2) 同方		至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成19年3月31日)	
109% (2) 主要な非聴語子会社の名称等	1. 連結の範囲に	(1) 連結子会社の数 1社	(1) 同左	(1) 同左	
(2) 画左	関する事項	東陽物流株式会社(持分			
1070 LOGISTICS (S) PTE. LTD. 1070 LOGISTICS AWER(A) 所述。 東係倉権 (上海) 有限公司 (連結の範囲から称いた理由) 非議結子会社法、小規模であり、合計の総資産、営業収益、中間総相差(特分に見合う額)等は、い方も中間連補的認識と、重変な影響を及ぼしていないためであります。 1位 会社名 并作運送株式会社 (3) 持分払適用の関連会社数 1位 会社名 并作運送株式会社 (3) 持分込を適用しない非連結子会社法 (4) 持分法を適用しない非連結子会社 (5) 持分法を適用しない理由) 持分法を適用しない事 (持分法を適用しない事 (持分法を適用しない事 (持分法を適用しない事 (持分法を適用しない事 (方がようとの者) 等に及ば下動・手が多いため、持分法の適用から解外しております。 20 回左 (2) 同左 (2) 同左 (2) 同左 (2) 同左 (4) 持分法を適用しない事 (4) 情報 (4) 持分法を適用しない事 (5) 持分法を適用しない事 (6) 持分法を適用しない理由) 持分法を適用しない理由) 持分法を適用しない理由) 持分法を適用しない理由) 持分法を適用しない理由) 持分法を適用しない理由) 持分法を適用しない事 (6) 持分法を可能しない事 (6) 持分法を可能しない事 (6) 持分法を可能しない事 (6) 持分法を可能しない事 (6) 持分法を可能しない事 (6) 持分法を可能		100%)			
1070 LOSISICS AUERICA, INC. 東優春健 (上海) 有限公司 (連載や範囲から除いた理由) 事業和子会社は、小別権であり、会社の総資盃、営業収益、中間、機械を、(特分に見合う額) 及び利益網余金 (特分に見合う額) 等に、いずれも・間連結制が誘動表に、重要な影響を決定していないためであります。 2. 特分法の適用 に関する事項 (1) 特分法適用の関連会社数 (2) 特分法を適用しない非連結子会社はありません。 (2) 特分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 株式会社中部活通センター (特分法を適用しない理由) 中間接続性は変な利益を変換としていません。 中間に関する事項 (3) 特分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 株式会社中部活通センター (特分法を適用しない理由) 中の影響・に及すす・影響・経常とないれため、特分法を適用しなが利益例会会 な及び目でいまれた。 中間接続性は変な利益を対象した。 第一人社会の名称 (2) 技術を適用しない理由) (3) 特分法を適用しない理由) (3) 特分法を適用しない理由) (4) 反び 同左 (2) 同左 (3) 特分法を適用しない理由) (5) がおと適用しない理由) (6) がおと適用しない理由) (7) がおと適用しない理能すると表しな解析を表しても重要な差別の表しましても重要な差別の表しましても理なが変しましても理なが変しましても理なが変しましても認識を表しない理を表しましても理なが変しましても理なが変しましても理なが変しましても理なが変しましても理なが変しましても理なが変しましても理なが変しましても理なが変しましても関係を表しても理なが変しましても関係を表しても理なが変しましても理なが変しましても変しましても変しましても変しましても理なが変しましても変しましても変しましても変しましても変しましても関係を表しても変しましても変しましても変しましても変しましても変しましても変しませんでありましても関係を表しても関係を表しても関係を表しても変しを表しましても関係を表しても関係を表しても関係を表しても関係を表しても関係を表しても関係を表しても関係を表しても関係を表しても変しましても関係を表しても関係を表しても関係を表しても変しましても変しましても変しましても変しましても変しましても関係を表しても変しましても変しとなっても変しましても変しましても変しましても変しましても変しましても変しましても変しましても変しましても変しとなっても変しましても変しましても変しとなっても変しとなっても変しましても変しませなどのはなりを含まるとなっても変しとなっても変しとなっても変しとなっても変しとなっても変しませな		(2) 主要な非連結子会社の名称等	(2) 同左	(2) 同左	
東保倉館(上海)有限公司 (連結の範囲から除いた理由)		TOYO LOGISTICS(S) PTE. LTD.			
(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、営業収益、中間経開益(特分に見合う額)及び利益網及金(特分に見合う額)及び利益網及金(特分に見合う額)及び利益解及を(特分に見合う額)をは、いずれも甲間連結解務請素に重要な影響を及ぼしていないためであります。 2. 持分法適用の関連会社数 1 (1) 持分法適用の関連会社数 5 (2) 同左 (2) 同左 (2) 行分法適用の関連会社数 6 (2) 持分法適用と対い事連結等会社 7 (3) 持分法を適用しない事連結等会社 7 (3) 持分法を適用しない事連結等会社 7 (4) 同左 (2) 同左 (2) 同左 (2) 同左 (3) 持分法を適用しない事連結等会社 7 (4) 同左 (4) 持分法適用合社は、それぞれ中間連結解指数反び総理会と 7 (4) 行為企業用しない理由) 持分法率適用会社は、それぞれ中間連結解指数反が総量会全をに及ぼす影響が経散であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。		TOYO LOGISTICS AMERICA, INC.			
#連結子会社は、小規模であり、分子の教育の「美粱な名。中間純祖経(特分に見合う額)及び利益網会会(持分に見合う額)及び利益網会会(持分に見合う額)をでしていないためであります。 2. 持分法の適用 に関する事項 1社 会社名 非住運送株式会社 (2) 持分法連用の関連会社数 1社 (3) 持分法連用の関連会社数 1社 (3) 持分法連用の関連会社数 (2) 持分法連用の関連会社数 (2) 持分法連用の関連会社数 (2) 持分法連用の関連会社数 (3) 持分法を適用しない理由) りません。 (2) 持分法連用の関連会社数 (3) 持分法を適用しない理由) (4) 同左 (2) 同左 (2) 同左 (2) 同左 (3) 持分法連用の関連会社数 (3) 持分法を適用しない理由) (4) 所述 適用 ない理由) (5) 表示 (4) 中間連絡維格益及び可は無額会等 (2人以下整衡経験などいため、持分法の適用から除外しております。 (5) 表示 (4) 中間洗算目と中間連 持分法非適用会社は、それぞれ 中間連絡維格益及び可は無額会等 (2人以下整衡経験などいため、持分法の適用から除外しております。 (5) 表示 (4) 有価証券 (4) 有価证券 (4) 有価証券 (4) 有価证券 (4)		東優倉儲(上海)有限公司			
9、合計や総資産、営業収益、当期機益 (特分に見合う額) 及び利益利余金 (特分に見合う額) 及び利益利余金 (特分に見合う額) 等 は、いずれも中間連結解務諸表に 重要な影響を及ぼしていないため であります。 2. 持分法の適用 (1) 持分速度の対していないため であります。 (2) 持分法連用の関連会社数 1 と社 (2) 持分法連用の関連会社数 1 会社名 非住運送株式会社 (3) 持分法を適用しない非連結子会社 (3) 持分法を適用しない非連結子会社 (3) 持分法を適用しない理由分 特分法の第一人 (2) 同左 (3) 持分法を適用しない非連結子会社 (3) 持分法を適用しない理由分 (特分法を適用しない理由) 持分法が適用会社は、それぞれ中間連結構技及び料理的会会 (2) 長力能力 (2) 同左 (3) 持分法を適用しない理由 (4) 法律等が経験 であり、かつ全体としても重要 性がいため、持分法の適用から除外しております。 (4) 有価証券 (4) 年間 (4) 重要な資産の評価基準及び評価 (4) 有価証券 (4) 有価证券 (4)		(連結の範囲から除いた理由)	(連結の範囲から除いた理由)	(連結の範囲から除いた理由)	
開議機能 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) ながれたいためであります。 2. 持分法の適用 (ご関する事項) 1社 会社名 非住運送株式会社 (1) 持分法を適用しない非連結子会社はありません。 (2) 持分法を適用しない非連結子会社はありたがある称 (大きな適用しない非連結子会社をの名称 (大きな適用しない理由) 持分法が適用の関連会社のも正要な会社 等の名称 (大学大きを適用しない理由) 持分法が適用力とは、それぞれ 中間運輸組裁を及び料益剰余金等 (た戻ぼす影響が軽敵であり、かつ全体としても重要 (大きとしても重要 (大きとしても重要 (大きな適用しない理由) 持分法が適用力をはないため、持分法の適用から餘外しております。 3. 連結子会社の中間決賞の事に (対) 重接子会社の中間決賞の事に (対) 重要な資産の評価基準及び評価 方法 (イ) 有価証券 (イ) 重要な資産の評価基準及び評価 方法 (大) 有価証券 (大) 再配配差 (大) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (大) 重要な資産の評価基準及び評価 方法 (大) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (人) 重要な資産の評価基準 時価のあるもの (同左 (エ) デリバティブ (同左 (ロ) デリバティブ (ロ) デリバティブ (同左 (ロ) デリバティブ (ロ) がりが成品・仕掛品 (ハ) 所成品・仕掛品 (ハ) 所成品・仕掛品 (ハ) 所成品・仕掛品 (ハ) 所成品・仕掛品		非連結子会社は、小規模であ	同左	非連結子会社は、小規模であ	
対益剰余金(持分に見合う類)等は、いずれも連絡性務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。		り、合計の総資産、営業収益、中		り、総資産、営業収益、当期純	
は、いずれも連絡財務諸表に重要を影響を及ぼしていないためであります。 2. 持分法の適用 (1) 特分法適用の理達結子会社はありません。 (2) 持分法を適用しない理連結子会社(3) 持分法を適用しない理連結子会社(3) 持分法を適用しない理連結子会社(3) 持分法を適用しない理連会社のうち主要な会社等の名称 (2) 持分法を適用しない理由(3) 持分法を適用しない理由(4) 持分法非適用会社は、それぞれ中間連結純量检及び利益剩余金等に及ぼす影響が解放であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。 (2) 同左 (2) 同左 (2) 同左 (2) 同左 (3) 持分法を適用しない理由(4) 持分法非適用会社は、それぞれ中間連結純量检及び利益剩余金等に及ぼす影響が解放であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。 (2) 持分法を適用しない理由(4) 持分法非適用会社は、それぞれ中間連結純量检及び利益剩余金等に及ぼす影響が解放であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。 (2) 海洋公・一般外に適用から除外しております。 (2) 海洋公・一般外にあり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。 (2) 海洋公・一般外にあります。 (4) 有価証券 (5) 原価のあるもの (5) 中間のあるもの (5) 一中間連結決第日の市場価格券 (5) 年の他有価証券 (4) 有価証券 (5) 年の他有価証券 (4) 年価が出来を関係を配り入法により集選 (4) 重要な資産の評価基準及び評価が出来を配ります。 (4) 単価のあるもの (5) 正規・監視は全部純資産値 入法により集選 (5) 単価のないもの (6) 正規・定別・対法により原定 (5) 単価のないもの (6) 正規・経動・対法により原定 (6) 単価のないもの (6) 正規・経動・対法により原定 (6) 単価のないもの (6) に対すが表により第定 (6) 単価のないもの (6) に対しが成品・仕掛品 (7) 対域品・仕掛品 (7) 対域品・仕掛品		間純損益(持分に見合う額)及び		損益(持分に見合う額)及び利	
正要な影響を及ぼしていないためであります。 であります。 であります。					
(1) 神分法適用の郭連諸子会社はありません。					
で関する事項					
1社 会社名 井住運送株式会社			(1) 同左	(1) 同左	
1社 会社名 非住運送株式会社 (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び (3) 持分法を適用しない理由 (4) 表述の名称 (4) 株式会社中部流通センター (4) 持分法申適用会社は、それぞれ 中間連結結構基及び利益剰余金等 (5) に及ばす影響が軽微であり、かつ 全体としても重要性がないため、	に関する事項		(-)		
会社名 非住運送株式会社 (3) 持分法を適用しない非連結子会 (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社 等の名称 (方とで) 関連会社のうち主要な会社等の名称 (方とで) 関連会社のうち主要な会社等の名称 (方とで) (4) 分法を適用しない理由) (方とで) (5) 方法で) (5) 方法で) (5) 方法で) (5) 方法で) (6) 方法で) (7) 方式で)			(2) 同左	(2) 同左	
(3) 特分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称					
世及び関連会社のうち主要な会社 等の名称 同左 特別法を適用しない理由) 特別法を適用しない理由) 持別法を適用しない理由) 持別法を適用とない理由) 持別法を適用を対してものまた。			(9) 性八汁 * *** *** ** ** ** * * * * * * * * *	(9) 株八社大宮田1 おい北海休フ	
等の名称		. ,			
株式会社中部流通センター					
(持分法を適用しない理由)			四年		
持分法非適用会社は、それぞれ 中間連結組積益を区外社 利余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。			(持分注を適用したい理由)	,	
中間連結純損益及び利益剰余金等 に及ぼす影響が軽敵であり、かつ 全体としても重要性がないため、 持分法の適用から除外しております。 3. 連結子会社の 中間決算日(決 算日)等に関する事項 4. 会計処理基準 に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価 方法 (イ)有価証券 時価のあるもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
に及ぼす影響が軽微であり、かつ 全体としても重要性がないため、 持分法の適用から除外しております。 3. 連結子会社の中間決算日と中間連 結決算日は同一であります。 4. 会計処理基準 に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価 方法 (イ)有価証券 時価のあるもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			1.427		
全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。 3. 連結子会社の					
生がないため、持分法の適用から除外しております。 性がないため、持分法の適用から除外しております。 連結子会社の中間決算日(決算日(声)等に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価 方法 (1) 重要な資産の評価基準及び評価 方法 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (1) 重要な資産の評価基準をの評価を (1) 重要な資産の評価基準をの評価を (1) 重要な資産の評価を (1) 重要な意味を (1) 重要な可能を (1) 重なのででを (1) 重なのでを					
3. 連結子会社の 中間決算日と中間連		持分法の適用から除外しておりま		であり、かつ全体としても重要	
連結子会社の中間決算日と中間連細に関する事項		す。		性がないため、持分法の適用か	
中間決算日(決 算日)等に関する事項 4. 会計処理基準 に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価 方法 (イ)有価証券 満期保有目的債券 同左 ・・・償却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの ・・・・中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの ・・・移動平均法により算定) 時価のないもの ・・・移動平均法による原価法 (ロ)デリバティブ ・・・時価法 (ハ)貯蔵品・仕掛品 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券 同左 その他有価証券 時価のあるもの ・・・・連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの ・・・移動平均法による原価法 (ロ)デリバティブ ・・・・時価法 (ハ)貯蔵品・仕掛品				ら除外しております。	
第日)等に関する事項 4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券 満期保有目的債券 一で償却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 連結子会社の	連結子会社の中間決算日と中間連	同左	連結子会社の事業年度末日と連	
3事項	中間決算日(決	結決算日は同一であります。		結決算日は同一であります。	
4. 会計処理基準 に関する事項	算日)等に関す				
方法					
(イ)有価証券 満期保有目的債券 一(費却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの 一中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの ・・・移動平均法による原価法(ロ)デリバティブ・・・時価法(ハ)貯蔵品・仕掛品					
満期保有目的債券 …償却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの …中間連結決算日の市場価 格等に基づく時価法(評 価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原 価は移動平均法により算 定) 時価のないもの …移動平均法による原価法 (ロ)デリバティブ …時価法 (ハ)貯蔵品・仕掛品	に関する事項			11-11-11-11	
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				· · / · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
その他有価証券			同左		
時価のあるもの …中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの …移動平均法による原価法(ロ)デリバティブ …時価法(ハ)貯蔵品・仕掛品 時価のあるもの …時価とでは、評価のあるもの …連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左(ロ)デリバティブ に同左(ロ)デリバティブ 同左(ハ)貯蔵品・仕掛品			2.の地大年記半	l ·	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの …移動平均法による原価法(ロ)デリバティブ …時価法 (ハ)貯蔵品・仕掛品 「おりには、におりには、はり算定) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
 価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの・・・・移動平均法による原価法(ロ)デリバティブ・・・・時価法(ハ)貯蔵品・仕掛品 価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの同左(ロ)デリバティブ・同左(ロ)デリバティブ・同左(ロ)デリバティブ・同左(ハ)貯蔵品・仕掛品 		–	四生		
法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)人法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)時価のないもの時価のないもの・・・・移動平均法による原価法同左(ロ)デリバティブ(ロ)デリバティブ・・・・時価法同左(ハ)貯蔵品・仕掛品(ハ)貯蔵品・仕掛品					
価は移動平均法により算定)却原価は移動平均法により算定)時価のないもの時価のないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
定) より算定) 時価のないもの 時価のないもの …移動平均法による原価法 同左 (ロ)デリバティブ (ロ)デリバティブ …時価法 同左 (ハ)貯蔵品・仕掛品 (ハ)貯蔵品・仕掛品					
時価のないもの …移動平均法による原価法 (ロ)デリバティブ …時価法 (ハ)貯蔵品・仕掛品時価のないもの 同左 (ロ)デリバティブ 同左 (ハ)貯蔵品・仕掛品時価のないもの (ロ)デリバティブ 同左 (ハ)貯蔵品・仕掛品				1	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		時価のないもの	時価のないもの		
<td c<="" color="1" rowspan="2" th=""><th></th><th></th><th>同左</th><th>同左</th></td>	<th></th> <th></th> <th>同左</th> <th>同左</th>			同左	同左
(ハ)貯蔵品・仕掛品 (ハ)貯蔵品・仕掛品 (ハ)貯蔵品・仕掛品			(ロ)デリバティブ	(ロ)デリバティブ	(ロ)デリバティブ
\(\tau_{\gamma\gamma\gamma}\)			· ·	同左	
			(ハ)貯蔵品・仕掛品		
先入先出法による原価法 同左 同左		先入先出法による原価法	同左	同左	

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
項目	(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日	(自 平成18年4月1日
	全 平成18年9月30日)	全 半成19年9月30日)	全 平成19年3月31日)
項目			
	(ロ)無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェア(自社利用 分)については、社内における利 用可能期間(5年)によっており ます。	金等調整前中間純利益は、それぞれ5,725 千円増加しております。	(ロ)無形固定資産 同左

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 項目 (自 平成18年4月1日 (自 平成19年4月1日 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 至 平成19年9月30日) 至 平成19年3月31日) (3) 繰延資産の処理方法 (3) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、3年間で均等償 社債発行費は3年間で均等償 却しております。 却しております。 (4) 重要な引当金の計上基準 (4) 重要な引当金の計上基準 (4) 重要な引当金の計上基準 (イ)貸倒引当金 (イ)貸倒引当金 (イ)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備 同左 同左 えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別 に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。 (口)賞与引当金 (口)賞与引当金 (口)賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えて、賞与支 従業員(執行役員分を含む) 従業員に対して支給する賞 給見込額の当中間連結会計期間負担額を の賞与の支払に備えるため、賞 与の支出にあてるため、支給 与支給見込額の当中間連結会計 見込額の当連結会計年度負担 計上しております。 期間負担額を計上しておりま 額を計上しております。 (ハ)役員賞与引当金 (ハ)役員賞与引当金 (ハ)役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えるた 役員の賞与の支出に備えて、賞与支給 役員賞与の支出に備えて、 め、賞与支給見込額の当中間連 見込額の当中間連結会計期間負担額を計 当連結会計年度における支給 見込額に基づき計上しており 結会計期間負担額を計上してお 上しております。 ります。 ます (会計方針の変更) (会計方針の変更) 当中間連結会計期間より「役 当連結会計年度より「役員 員賞与に関する会計基準」(企 賞与に関する会計基準」(企 業会計基準委員会 平成17年11 業会計基準委員会 平成17年 月29日 企業会計基準第4号)を 11月29日 企業会計基準第4 適用しております。 号)を適用しております。 これにより営業利益、経常利 これにより営業利益、経常 益及び税金等調整前中間純利益 利益及び税金等調整前当期純 は10,950千円減少しておりま 利益は22,900千円減少してお ります。 なお、セグメント情報に与え なお、セグメント情報に与 る影響は、当該箇所に記載して える影響は、当該箇所に記載 おります。 しております (二)執行役員賞与引当金 (二)執行役員賞与引当金 執行役員の賞与の支出に備えて、賞与 執行役員賞与の支出に備え 支給見込額の当中間連結会計期間負担額 て、当連結会計年度における支 を計上しております。 給見込額に基づき計上しており ます。 (本) 退職給付引当金 (ホ) 退職給付引当金 (ホ) 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給 従業員の退職給付に備えるため、当 従業員の退職給付に備える ため、当連結会計年度末にお 付に備えるため設定しておりま 連結会計年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき、当中間連 ける退職給付債務及び年金資 従業員については、当連結会 結会計期間末において発生していると認 産の見込額に基づき計トして 計年度末における退職給付債務 められる額を計上しております。 おります。 過去勤務債務は、その発生時の従業員 及び年金資産の見込額に基づ 過去勤務債務は、その発生 き、当中間連結会計期間末にお の平均残存勤務期間以内の一定の年数 時の従業員の平均残存勤務期 いて発生していると認められる (10年)による定額法により、費用処理し 間以内の一定の年数(10年)に 額を計上しております。 ております。 よる定額法により、費用処理 執行役員については、内規に また、数理計算上の差異は、その発生 しております 基づく当中間連結会計期間末要 時における従業員の平均残存勤務期間以 また、数理計算上の差異 支給額を計上しております。 内の一定年数(10年)による定額法により は、各連結会計年度の発生時 過去勤務債務は、その発生時 按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計 における従業員の平均残存勤 の従業員の平均残存勤務期間以 年度から費用処理しております。 務期間以内の一定年数(10年) 内の一定の年数(10年)による定 による定額法により按分した 額法により、発生時から費用処 額をそれぞれ発生の翌連結会 理しております。 計年度から費用処理しており また、数理計算上の差異は、 ます。 その発生時における従業員の平 均残存勤務期間以内の一定年数 (10年)による定額法により按分 した額をそれぞれ発生の翌連結

会計年度から費用処理しており

ます。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(へ)役員退職慰労引当金役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。 なお、非常勤役員の退職慰労金については、当連結会計年度より廃止することに決定しましたので、当該引当分を当中間連結会計期間において取崩しております。	(へ)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末 要支給額を計上しております。 なお、平成19年6月開催の株主総会で 役員退職慰労金制度を廃止しましたが、 退任時に支給する金額が確定するまで、 引き続き引当金として計上することとしております。 (ト)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支出に備える ため、内規に基づく当中間連結会計期間 末要支給額を計上しております。	(へ)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に 備えるため、内規に基づく当 連結会計年度末支給額を計 上しております。 なお、非常は、当該引 労金についたすることに当りを 当連結会計期間において 当連結会計期間において 当連結会計期間において もり、執行役員の退職慰労引当金 執行役員のとり、と 当連結会計算と は、当該引 当金の支 出に備えることに 、当該引 当金の支 出に備えることに 、当該別別の表 、 「当該別別の表 、 「当該別別の表 、 「当該別別の表 、 「当該別別の表 、 「当該別別別の表 、 「当該別別別の表 、 「当該別別別の表 、 「当該別別別別の表 、 「当該別別別別 「当該別別別別 「当該別別別別別 「当該別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別
	(チ)投資損失引当金 投資に係る損失に備えるた め、投資先の財政状態等を勘案 し、損失負担見込み額を計上し ております。		
	(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理によっております。	(5) 重要なリース取引の処理方法 同左	(5) 重要なリース取引の処理方法 同左
	(6) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップに ついては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用 しております。	(6) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)ヘッジ会計の方法 同左	(6) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)ヘッジ会計の方法 同左
	(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段金利スワップ ペッジ対象 値入金	(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左	(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左
	(ハ)ヘッジ方針 当社の内部規定である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。なお、金利変動リスクに関しては、原則として借入金の金額をヘッジする方針であります。	(ハ)ヘッジ方針 同左	(ハ)ヘッジ方針 同左
	(二)ヘッジ有効性評価の方法 特例処理の要件を満たしておりますので、中間連結決算日における有効性の評価を省略しております。 (7) 消費税等の処理方法税抜方式によっております。	(ニ)ヘッジ有効性評価の方法 同左(7) 消費税等の処理方法 同左	(二)ヘッジ有効性評価の方法 特例処理の要件を満たして おりますので、当連結会計年 度末における有効性の評価を 省略しております。 (7) 消費税等の処理方法 同左
5. 中間連結キャッシュ・フロー 計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	税抜力式によっております。 手許現金、要求払預金及び取得日 から3か月以内に満期日の到来する 流動性の高い、容易に換金可能であ り、かつ、価値の変動について僅少 なリスクしか負わない短期的な投資 からなっております。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は14,279,583千円であります。なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則によ		(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号 平成17年12月9日) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は14,883,465千円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。
り作成しております。		

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
	(役員賞与引当金) 前中間連結会計期間末まで流動負債の 「その他」に含めて表示しておりました 「役員賞与引当金」は、当中間連結会計 期間末より、区分掲記することにしました。
	なお、前中間連結会計期間末の流動負債の「その他」に含まれる「役員賞与引当金」は、10,950千円であります。(執行役員賞与引当金)前中間連結会計期間末まで流動負債の「賞与引当金」に含めて表示しておりました「執行役員賞与引当金」は、当中間連結会計期間末より、区分掲記することにしました。
	債の「賞与引当金」に含まれる「執行役員賞与引当金」は、2,100千円であります。 (執行役員退職慰労引当金) 前中間連結会計期間末まで固定負債の 「退職給付引当金」に含めて表示しておりました「執行役員退職慰労引当金」は、当中間連結会計期間末より、区分掲記することにしました。 なお、前中間連結会計期間末の固定負債の「退職給付引当金」に含まれる「執行役員退職慰労引当金」は、30,190千円であります。

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

- ※1. 有形固定資産の減価償却累計額13,465,344千円
- ※2. 担保資産及び担保付債務
- (ア)担保に供している資産は次の とおりであります。

土地 923,479千円 建物 1,379,466千円 投資有価証券 1,377,330千円 計 3,680,276千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金 1,309,034千円 長期借入金 2,872,154千円

(イ) 宅地建物取引の保証金として 愛知県へ差入れている資産は次 のとおりであります。

投資有価証券 10,012千円

3. 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機 関等からの借入に対し、債務保 証を行っております。

名古屋港国際総合 流通センター㈱ 48,186千円

4. 受取手形裏書譲渡高

53,182千円

※5. 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当中間連結会計期間末日 が金融機関の休日であったため、 次の中間連結会計期間末日満期手 形が、中間連結会計期間末残高に 含まれております。

受取手形

2,097千円

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

- ※1. 有形固定資産の減価償却累計額 14,316,474千円
- ※2. 担保資産及び担保付債務
- (ア)担保に供している資産は次の とおりであります。

土地744,440千円建物1,433,688千円投資有価証券785,810千円計2,963,938千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金 1,161,434千円 長期借入金 3,293,220千円

(イ) 宅地建物取引の保証金として 愛知県へ差入れている資産は次 のとおりであります。

> 流動資産(その他) 2,996千円 投資有価証券 7,018千円

3. 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機 関等からの借入に対し、債務保 証を行っております。

名古屋港国際総合 流通センター㈱ 1,040千円

4. 受取手形裏書譲渡高

69,404千円

※5. 中間連結会計期間末日満期手形 の会計処理については、手形交換 日をもって決済処理しておりま す。

> なお、当中間連結会計期間末日 が金融機関の休日であったため、 次の中間連結会計期間末日満期手 形が、中間連結会計期間末残高に 含まれております。

受取手形

1,799千円

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

- ※1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,908,156千円
- ※2. 担保資産及び担保付債務
- (ア)担保に供している資産は次の とおりであります。

土地 744,440千円 建物 1,342,787千円 投資有価証券 946,810千円 計 3,034,037千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金 1,248,484千円 長期借入金 2,862,362千円

(イ) 宅地建物取引の保証金として 愛知県へ差入れている資産は次 のとおりであります。

投資有価証券 10,014千円

3. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機 関等からの借入に対し、債務保 証を行っております。

名古屋港国際総合 流通センター㈱ 19,413千円

4. 受取手形裏書譲渡高

65,389千円

※5. 連結会計年度末日満期手形の会 計処理については、手形交換日を もって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形

73千円

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
※1. 販売費及び一般管理費	※1. 販売費及び一般管理費	※1. 販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費の主要	販売費及び一般管理費の主要	販売費及び一般管理費の主要		
費目と金額は次のとおりであり	費目と金額は次のとおりであり	費目と金額は次のとおりであり		
ます。	ます。	ます。		
役員報酬 43,937千円	役員報酬 47,190千円	役員報酬 90,225千円		
給料手当 206,681千円	給料手当 201,544千円	給料手当 379,774千円		
賃借料 23,132千円	賃借料 21,645千円	賃借料 47,078千円		
会費会合費 11,359千円	会費会合費 10,264千円	会費会合費 18,038千円		
減価償却費 8,788千円	減価償却費 10,680千円	減価償却費 19,726千円		
退職給付費用 13,899千円	退職給付費用 8,847千円	退職給付費用 20,585千円		
役員退職慰労 7,280千円 引当金繰入	役員退職慰労 2,530千円 引当金繰入	役員退職慰労 14,580千円 引当金繰入		
	執行役員退職 慰労引当金繰 3,060千円 入	執行役員退職 慰労引当金繰 6,690千円 入		
	役員賞与引当 11,200千円 金繰入	役員賞与引当 22,900千円 金繰入		
	執行役員賞与 900千円 引当金繰入	執行役員賞与 2,400千円 引当金繰入		
※2. 固定資産売却益の内訳は次の	※2. 固定資産売却益の内訳は次の	※2. 固定資産売却益の内訳は次の		
とおりであります。	とおりであります。	とおりであります。		
車両運搬具 2,383千円	車両運搬具 1,054千円	建物 27千円		
工具・器具・ 435千円		車両運搬具 4,111千円		
備品		工具・器具・ 備品 435千円		
※3. 固定資産売却損の内訳は次の	※3. 固定資産売却損の内訳は次の	※3. 固定資産売却損の内訳は次の		
とおりであります。	とおりであります。	とおりであります。		
車両運搬具 518千円	車両運搬具 99千円	車両運搬具 753千円		
工具・器具・ 備品 80千円		工具・器具・ 備品 # 87千円		
固定資産除却損の内訳は次のと	固定資産除却損の内訳は次のと	固定資産除却損の内訳は次のと		
おりであります。	おりであります。	おりであります。		
建物 3,846千円	建物 15,720千円	建物 4,768千円		
構築物 161千円	車両運搬具 154千円	構築物 171千円		
車両運搬具 316千円	工具・器具・ 642千円	機械 53千円		
工具・器具・ 760千円	備品 撤去費用 60千円	車両運搬具 537千円		
備品	無形固定資産 127千円	工具・器具・ 備品 1,854千円		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	撤去費用 230千円		
		無形固定資産 1,088千円		
│ │※4.当期において予定している圧	│ │※4.当期において予定している圧	* 4.		
縮積立金の積立て及び取り崩し	縮積立金の取り崩しを前提とし			
を前提として、当中間連結会計	て、当中間連結会計期間に係る			
期間に係る金額を計算しており	金額を計算しております。			
ます。				

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成19年3月31日)
※ 5 .	<u>** 5.</u>	※5. 過年度損益修正益の内容は、国 税局の税務調査による指摘をふま え、過年度において費用処理した 固定資産の取得価額に算入すべき 金額を計上したものであります。 ソフトウェア 15,931千円 構築物 910千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数(株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (株)	当中間連結会計 期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	36, 139, 519	98, 360	_	36, 237, 879
合計	36, 139, 519	98, 360	_	36, 237, 879
自己株式				
普通株式 (注) 2	1, 433, 593	5, 362	2, 554	1, 436, 401
合計	1, 433, 593	5, 362	2, 554	1, 436, 401

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加98,360株は、新株予約権付社債の転換による増加であります。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,362株は、単元未満株式の買取による増加であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少の2,554株は、単元未満株式の買増しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

= · ////// • //··								
		新株予約権	新株子	当中間連結				
区分	区分 新株予約権の内訳		前連結会計年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結会計期間末	会計期間末 残高 (千円)	
提出会社 (親会社)	平成16年新株予約権付 社債	普通株式	1, 737, 704	_	98, 360	1, 639, 344		
	平成18年新株予約権 第1回	普通株式	810, 000	_	_	810, 000	3, 195	
	平成18年新株予約権 第2回	普通株式	810, 000	_	_	810, 000	3, 195	
	平成18年新株予約権 第3回	普通株式	810,000	_	_	810,000	3, 195	
	平成18年新株予約権 第4回	普通株式	810,000	_	_	810,000	3, 195	
	合計	_	4, 977, 704	_	98, 360	4, 879, 344	12, 780	

平成16年新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日		
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	138, 823	4	平成18年3月31日	平成18年6月30日		

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	121, 805	利益剰余金	3. 5	平成18年9月30日	平成18年12月11日

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (株)	当中間連結会計 期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	37, 299, 077	2, 025, 876	_	39, 324, 953
合計	37, 299, 077	2, 025, 876	_	39, 324, 953
自己株式				
普通株式 (注) 2	1, 197, 534	11, 770	419	1, 208, 885
合計	1, 197, 534	11, 770	419	1, 208, 885

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権付社債の転換(819,670株)及び新株予約権の権利行使 (1,206,206株)による増加であります。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加11,770株は、単元未満株式の買取による増加であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少の419株は、単元未満株式の買増しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権	新株子	当中間連結			
区分	新株予約権の内訳	の目的となる株式の種 類	前連結会計年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	会計期間末 残高 (千円)
提出会社 (親会社)	平成16年新株予約権付社 債 (注)1	普通株式	1, 606, 557	_	819, 670	786, 885	_
	平成18年新株予約権 第2回 (注)2	普通株式	810,000	_	810,000	_	_
	平成18年新株予約権 第3回	普通株式	810,000	_	-	810,000	3, 195
	平成18年新株予約権 第4回	普通株式	810,000	_	_	810,000	3, 195
	合計	_	4, 036, 557	_	1, 629, 670	2, 406, 885	6, 390

- (注)1. 平成16年新株予約権付社債の減少は、新株予約権付社債の転換によるものであります。
 - 2. 平成18年第2回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	144, 406	4	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	133, 406	利益剰余金	3.5	平成19年9月30日	平成19年12月10日

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	36, 139, 519	1, 159, 558	_	37, 299, 077
合計	36, 139, 519	1, 159, 558	_	37, 299, 077
自己株式				
普通株式 (注) 2、3	1, 433, 593	31, 984	268, 043	1, 197, 534
合計	1, 433, 593	31, 984	268, 043	1, 197, 534

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権付社債の転換(131,146株)および新株予約権の権利行使 (1,028,412株)による増加であります。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取(31,984株)による増加であります。
 - 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増(10,940株)および新株予約権の行使に伴う株式充当(257,103株)による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分		新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計
	新株予約権の内訳		前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (千円)
提出会社 (親会社)	平成16年新株予約権付社 債 (注)1	普通株式	1, 737, 704	_	131, 146	1, 606, 557	_
	平成18年新株予約権 第1回(注)2	普通株式	810, 000	_	810,000	_	_
	平成18年新株予約権 第2回 (注)3	普通株式	810, 000	_	_	810,000	3, 195
	平成18年新株予約権 第3回 (注)3	普通株式	810, 000	_	_	810,000	3, 195
	平成18年新株予約権 第4回 (注)3	普通株式	810, 000	_	_	810,000	3, 195
	合計	_	4, 977, 704	_	941, 146	4, 036, 557	9, 585

- (注)1. 平成16年新株予約権付社債の当連結会計年度減少は、新株予約権付社債の転換によるものであります。
 - 2. 平成18年第1回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
 - 3. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	138, 823	4	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	121, 805	3.5	平成18年9月30日	平成18年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	144, 406	利益剰余金	4	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
現金及び現金同等物の中間期末残高	現金及び現金同等物の中間期末残高	現金及び現金同等物の期末残高と連		
と中間連結貸借対照表に掲記されて	と中間連結貸借対照表に掲記されて	結貸借対照表に掲記されている科目		
いる科目の金額との関係	いる科目の金額との関係	の金額との関係		
(平成18年9月30日現在)	(平成19年9月30日現在)	(平成19年3月31日現在)		
(千円)	(千円)	(千円)		
現金及び預金勘定 1,727,484	現金及び預金勘定 2,009,697	現金及び預金勘定 2,034,027		
現金及び現金同等物 1,727,484	現金及び現金同等物 2,009,697	現金及び現金同等物 2,034,027		

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損失 累計額相当額及び中間期末残高相 当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)
機械装 置及び 運搬具	186, 586	36, 180	150, 406
工具・ 器具及 び備品	442, 629	238, 809	203, 819
ソフト ウェア	109, 558	28, 262	81, 296
合計	738, 775	303, 252	435, 522

(2) 未経過リース料中間期末残高相 当額等

未経過リース料中間期末残高相 当額

 (千円)

 1年内
 141,978

 1年超
 293,544

 合計
 435,522

- (注)取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、 未経過リース料中間期末残高が 有形固定資産及び無形固定資産 の中間期末残高等に占める割合 が低いため、支払利子込み法に より算定しております。
- (3) 支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当額 及び減損損失

(千円)

支払リース料75,147減価償却費相当額75,147

(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。

(減損損失について) リース資産に配分された減損損 失はありません。 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損失 累計額相当額及び中間期末残高相 当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)
機械装 置及び 運搬具	231, 388	73, 971	157, 417
工具・ 器具及 び備品	403, 177	253, 315	149, 862
ソフト ウェア	109, 558	50, 190	59, 368
合計	744, 125	377, 477	366, 648

(2) 未経過リース料中間期末残高相 当額等

未経過リース料中間期末残高相 当額

(千円)1年内143,5511年超223,096合計366,648

- (注)取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、 未経過リース料中間期末残高が 有形固定資産及び無形固定資産 の中間期末残高等に占める割合 が低いため、支払利子込み法に より算定しております。
- (3) 支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当額 及び減損損失

(千円)

支払リース料 77,835 減価償却費相当額 77,835

(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左

> (減損損失について) 同左

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損失 累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
機械装 置及び 運搬具	186, 586	53, 191	133, 395
工具・ 器具及 び備品	468, 897	277, 306	191, 591
ソフト ウェア	109, 558	39, 226	70, 332
合計	765, 043	369, 724	395, 318

(2) 未経過リース料期末残高相当額 等

未経過リース料期末残高相当額

(千円)1年内141,2681年超254,050合計395,318

- (注)取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
- (3) 支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当額 及び減損損失

(千円)

支払リース料 149,899 減価償却費相当額 149,899

(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左

> (減損損失について) 同左

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 国債・地方債等	_	_	_
(2) 社債	_	_	_
(3) その他	_	_	_
# 	_	_	_

2. その他有価証券で時価のあるもの

- 1-11111127 : 111			
	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	1, 529, 510	4, 210, 823	2, 681, 312
(2) 債券			
国債・地方債等	_	_	_
社債	_	_	_
その他	_	_	_
(3) その他	_	_	_
計	1, 529, 510	4, 210, 823	2, 681, 312

(注) その他有価証券で時価のある株式について、減損処理を行っておりません。 なお、当該株式の減損にあたっては、時価の下落率が50%以上のものについて処理しております。下落率が30% 以上50%未満のものについては、直近の株価動向と企業の業況により回復可能性を検討し、処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
(1) 満期保有目的の債券 (国債・地方債等)	10, 012
(2) その他有価証券	
(1)非上場株式	510, 307
(2)債券	_
(3)その他	_
計	520, 319

(注) その他有価証券で非上場株式について、減損処理を行い、投資有価証券評価損9,792千円を計上しております。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 国債・地方債等	_	_	_
(2) 社債	_	_	_
(3) その他	_	_	_
計	_	_	_

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	1, 685, 322	3, 540, 392	1, 855, 070
(2) 債券			
国債・地方債等	_	_	_
社債	_	_	_
その他	_	_	_
(3) その他	_	_	_
計	1, 685, 322	3, 540, 392	1, 855, 070

(注) その他有価証券で時価のある株式について、減損処理を行っておりません。 なお、当該株式の減損にあたっては、時価の下落率が50%以上のものについて処理しております。下落率が30% 以上50%未満のものについては、直近の株価動向と企業の業況により回復可能性を検討し、処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券

3. 呼叫計画でかていない土な行画配分	
	中間連結貸借対照表計上額(千円)
(1) 満期保有目的の債券 (国債・地方債等)	10, 015
(2) その他有価証券	
(1) 非上場株式	647, 305
(2)債券	_
(3)その他	_
計	657, 320

前連結会計年度末(平成19年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 国債・地方債等	_	_	_
(2) 社債	_	_	_
(3) その他	_	_	_
# <u></u>	_	_	_

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1) 株式	1, 615, 529	4, 147, 339	2, 531, 809
(2) 債券			
国債・地方債等	_	_	_
社債	_	_	_
その他	_	_	_
(3) その他	_	_	_
計	1, 615, 529	4, 147, 339	2, 531, 809

(注) その他有価証券で時価のある株式について、減損処理を行っておりません。 なお、当該株式の減損にあたっては、時価の下落率が50%以上のものについて処理しております。下落率が30%

以上50%未満のものについては、直近の株価動向と企業の業況により回復可能性を検討し、処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券

3. 附面計画でもしていない工場計画配券	
	連結貸借対照表計上額 (千円)
(1) 満期保有目的の債券 (国債・地方債等)	10, 014
(2) その他有価証券	
(1) 非上場株式	510, 307
(2)債券	_
(3)その他	_
計	520, 321

(注) その他有価証券で非上場株式について、減損処理を行い、投資有価証券評価損9,792千円を計上しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループが行なっているデリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しているため記載の対象から除いております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	物流事業 (千円)	不動産事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
営業収益及び営業損益					
営業収益					
(1)外部顧客に対する営業収益	10, 355, 199	717, 580	11, 072, 779	_	11, 072, 779
(2)セグメント間の内部営業収益又 は振替高	_	38, 828	38, 828	(38, 828)	_
計	10, 355, 199	756, 408	11, 111, 608	(38, 828)	11, 072, 779
営業費用	9, 788, 842	367, 988	10, 156, 830	310, 922	10, 467, 753
営業利益	566, 357	388, 419	954, 777	(349, 750)	605, 026

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	物流事業 (千円)	不動産事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
営業収益及び営業損益					
営業収益					
(1)外部顧客に対する営業収益	10, 199, 840	744, 780	10, 944, 621	_	10, 944, 621
(2)セグメント間の内部営業収益又 は振替高	_	39, 493	39, 493	(39, 493)	_
計	10, 199, 840	784, 274	10, 984, 115	(39, 493)	10, 944, 621
営業費用	9, 664, 775	402, 010	10, 066, 785	296, 946	10, 363, 732
営業利益	535, 064	382, 264	917, 329	(336, 440)	580, 888

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	-				
	物流事業 (千円)	不動産事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
営業収益及び営業損益					
営業収益					
(1)外部顧客に対する営業収益	20, 789, 913	1, 460, 096	22, 250, 009	_	22, 250, 009
(2)セグメント間の内部営業収益又 は振替高	_	78, 158	78, 158	(78, 158)	-
計	20, 789, 913	1, 538, 255	22, 328, 168	(78, 158)	22, 250, 009
営業費用	19, 682, 479	739, 215	20, 421, 695	600, 130	21, 021, 826
営業利益	1, 107, 433	799, 039	1, 906, 472	(678, 289)	1, 228, 183

- (注) 1. 各事業区分は営業収益集計区分によっております。
 - 2. 各事業に属する役務の名称

事業区分	主要な役務の内容											
物流事業	倉庫業、港湾運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、物流業務管理業、通関業、航空貨物運送代理店業、海運代理店業、流通加工等											
不動産事業	土地・建物の賃貸及び仲介、建設工事の請負・設計ならびに監理等											

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の主なものは、親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

前中間連結会計期間 349,750千円 当中間連結会計期間 336,440千円 前連結会計年度 678,289千円

4. 会計方針の変更

前中間連結会計期間

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(4)(ハ)に記載のとおり、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は10,950千円増加し、営業利益が同額減少しております。

当中間連結会計期間

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(2)(イ)に記載のとおり、当社及び東陽物流株式会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより営業費用は、物流事業が5,117千円、不動産事業が350千円増加し、営業利益が同額減少しております。また、東陽物流株式会社は、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した車両運搬具の償却方法を定率法から定額法に変更しております。これにより、営業費用は、物流事業において5,725千円減少し、営業利益が同額増加しております。

前連結会計年度

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(4)(ハ)に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べて、「消去又は全社」の営業費用は22,900千円増加し、営業利益が同額減少しております。

5. 追加情報

当中間連結会計期間

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4. (2) (イ) に記載のとおり、当社及び東陽物流株式会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより営業費用は、物流事業が16,234千円、不動産事業が4,005千円増加し、営業利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社がないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外営業収益】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) 海外営業収益が、連結営業収益の10%未満のため、海外営業収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計類 (自 平成18年4月 至 平成18年9月	1日	当中間連結会計 (自 平成19年4月 至 平成19年9月	1日	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
1株当たり純資産額 1株当たり中間純利益	410.32円 10.01円	1株当たり純資産額 1株当たり中間純利益	404.64円 9.04円	1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益	412. 27円 18. 72円		
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	9. 54円	潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	8.74円	潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	17.87円		

(注) 1株当たり中間 (当期) 純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	347, 549	337, 392	656, 455
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_	_
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	347, 549	337, 392	656, 455
期中平均株式数(千株)	34, 715	37, 306	35, 068
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	_	_	_
普通株式増加数(千株)	1,725	1, 296	1, 676
(うち新株予約権付社債)	(1, 725)	(1, 263)	(1, 676)
(うち新株予約権)	_	(33)	_
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益の 算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回乃至第4回新株 予約権(新株予約権 の数20個)。 なお、新株予約権の 概要は「第4提出会社 の状況、1株式等の状 況、(2)新株予約権等 の状況」に記載のと おりであります。	第3回および第4回新 株予約権(新株予約 権の数10個)。 なお、新株予約権の 概要は「第4提出会社 の状況、1株式等の状 況、(2)新株予約権等 の状況」に記載のと おりであります。	第2回乃至第4回新株 予約権(新株予約権 の数15個)。 なお、新株予約権の 概要は「第4提出会社 の状況、1株式等の状 況、(2)新株予約権等 の状況」に記載のと おりであります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成19年3月31日)
		平成19年5月9日および平成19年6月11日に当社の新株 予約権の権利行使が行われ、発行済株式総数(普通株式) は、1,206,206株増加して、38,505,283株となり、資本金は 252,651千円増加して3,287,115千円、資本剰余金は251,123 千円増加して2,054,139千円となっております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

- (1) 【中間財務諸表】
 - ①【中間貸借対照表】

			間会計期間末 .8年9月30日)			間会計期間末 19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)										
I 流動資産										
1 現金及び預金		1, 316, 074			1, 566, 782			1, 493, 871		
2 受取手形		23, 659			18, 271			27,094		
3 営業未収金		2, 961, 966			2, 670, 102			2, 883, 167		
4 貯蔵品		3, 089			2, 847			3, 229		
5 繰延税金資産		81, 322			69, 640			66, 531		
6 その他	※ 2	283, 020			473, 309			356, 934		
貸倒引当金		△6, 364			△3, 949			△6, 789	!	
流動資産合計			4, 662, 767	17. 1		4, 797, 003	17.6		4, 824, 039	17.8
Ⅱ 固定資産										
1 有形固定資産	※ 1, 2									
(1) 建物		8, 031, 724			8, 434, 753			8, 480, 601		
(2) 土地		5, 411, 605			6, 142, 830			5, 412, 251		
(3) その他		2, 364, 579			1, 604, 623			1, 657, 592	!	
有形固定資産合計		15, 807, 909		57.8	16, 182, 206		59. 3	15, 550, 445		57. 2
2 無形固定資産		258, 679		1.0	271, 982		1.0	275, 793		1.0
3 投資その他の資 産										
(1) 投資有価証券	※ 2	5, 453, 496			4, 899, 337			5, 371, 796		
(2) 長期貸付金		589, 193			608, 581			597, 387		
(3) 保証金		737, 874			722, 567			730, 052		
(4) その他		74, 085			63, 561			67, 126		
貸倒引当金		△249, 957			△241, 165			△242, 087		
投資損失引当 金		△14, 748			-			-		
投資その他の資 産合計		6, 589, 943		24. 1	6, 052, 880		22. 1	6, 524, 276		24. 0
固定資産合計			22, 656, 532	82. 9		22, 507, 069	82. 4		22, 350, 514	82. 2
Ⅲ 繰延資産										
1 社債発行費		2, 524			_			_		
繰延資産合計			2, 524	0.0		_	_		_	-
資産合計			27, 321, 824	100.0		27, 304, 072	100.0		27, 174, 554	100.0

			前中[(平成]	間会計期間末 18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
	区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(金額 (千円)		金額(千円)	構成比 (%)
(負付	債の部)										
Ιį	流動負債										
1	営業未払金		1, 943, 095			1, 834, 741			1, 994, 770		
2	短期借入金	※ 2	2, 282, 600			2, 258, 450			2, 189, 200		
3	一年以内償還新 株予約権付社債		_			240, 000			_		
4	未払法人税等		155, 803			154, 089			121, 343		
5	賞与引当金		99, 680			98, 790			95,000		
6	役員賞与引当金		_			10, 200			20, 900		
7	執行役員賞与引 当金		_			2, 100			4, 800		
8	その他	※ 5	824, 983			369, 784	"		356, 695		
ì	流動負債合計			5, 306, 161	19. 4		4, 968, 155	18. 2		4, 782, 709	17.6
П	固定負債										
1	社債		2,000,000			2, 000, 000			2,000,000		
2	新株予約権付社 債		500,000			_			490, 000		
3	長期借入金	※ 2	3, 495, 900			3, 807, 450			3, 493, 850		
4	退職給付引当金		1, 280, 532			1, 223, 868			1, 249, 048		
5	役員退職慰労引 当金		80, 900			87, 800			87, 700		
6	執行役員退職慰 労引当金		_			28, 150			25, 500		
7	繰延税金負債		1, 570, 375			1, 244, 071			1, 527, 708		
8	その他		250, 736			246, 281			245, 787		
[固定負債合計			9, 178, 444	33. 6		8, 637, 621	31.6		9, 119, 593	33. 6
1	負債合計			14, 484, 606	53. 0		13, 605, 777	49.8		13, 902, 303	51. 2

			間会計期間末 18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金			2, 827, 878	10.4		3, 412, 524	12. 5		3, 034, 463	11. 2
2 資本剰余金										
(1) 資本準備金		1, 552, 409			2, 134, 557			1, 758, 844		
(2) その他資本剰 余金		418			44, 239			44, 172		
資本剰余金合計			1, 552, 828	5. 7		2, 178, 797	8. 0		1, 803, 016	6.6
3 利益剰余金										
(1) 利益準備金		518, 855			518, 855			518, 855		
(2) その他利益剰 余金										
別途積立金		3, 453, 500			3, 453, 500			3, 453, 500		
固定資産圧縮 記帳積立金		1, 842, 272			1, 945, 888			1, 945, 888		
買換資産積立 金		162, 880			_			_		
繰越利益剰余 金		1, 202, 482			1, 364, 075			1, 282, 345		
利益剰余金合計			7, 179, 991	26. 3		7, 282, 319	26. 7		7, 200, 589	26. 5
4 自己株式			△327, 973	△1.2		△283, 945	△1.0		△279, 101	△1.0
株主資本合計			11, 232, 724	41.2		12, 589, 696	46. 2		11, 758, 967	43. 3
Ⅱ 評価・換算差額等										
1 その他有価証券 評価差額金			1, 591, 714	5. 8		1, 102, 209	4.0		1, 503, 698	5. 5
評価・換算差額等 合計			1, 591, 714	5. 8		1, 102, 209	4.0		1, 503, 698	5. 5
Ⅲ 新株予約権			12, 780	0.0		6, 390	0.0		9, 585	0.0
純資産合計			12, 837, 218	47.0		13, 698, 295	50. 2		13, 272, 250	48.8
負債純資産合計			27, 321, 824	100.0		27, 304, 072	100.0		27, 174, 554	100.0

②【中間損益計算書】

	②【工用項無可 异音】												
			(自 平)	□間会計期間 成18年4月1日 成18年9月30日		(自 平)				前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
	区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)		
Ι	営業収益			8, 971, 219	100.0		8, 852, 816	100.0		18, 025, 276	100.0		
II	営業原価			8, 255, 244	92. 0		8, 150, 524	92. 1		16, 654, 748	92. 4		
	営業総利益			715, 974	8.0		702, 291	7. 9		1, 370, 528	7.6		
Ш	販売費及び一般管 理費			349, 750	3. 9		336, 440	3.8		678, 289	3.8		
	営業利益			366, 223	4. 1		365, 851	4. 1		692, 238	3.8		
IV	営業外収益	※ 1		74, 969	0.8		86, 322	1.0		124, 575	0.7		
V	営業外費用	※ 2		51, 656	0.6		63, 560	0.7		112, 929	0.6		
	経常利益			389, 535	4.3		388, 614	4. 4		703, 884	3. 9		
VI	特別利益	※ 3		7, 819	0. 1		4, 121	0.0		29, 202	0. 2		
VII	特別損失	※ 4		14, 663	0.2		38, 824	0.4		29, 457	0. 2		
	税引前中間(当 期)純利益			382, 692	4. 2		353, 910	4. 0		703, 629	3. 9		
	法人税、住民税 及び事業税	% 6	162, 791			140, 555			297, 283				
	過年度法人税、 住民税及び事業 税		_			_			11, 859				
	法人税等調整額	※ 6	244	163, 036	1.8	△12, 782	127, 773	1. 4	32, 428	341, 571	1. 9		
	中間(当期)純 利益			219, 655	2. 4		226, 136	2. 6		362, 057	2.0		

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自平成 18年 4月 1日 至平成 18年 9月 30日)

		株主資本											
			資本剰余金				利益乗	制余金					
	資本金						その他利	益剰余金			自己株式	株主資本合	
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	別途積立金	固定資産 圧縮記帳 積立金	買換資産 積立金	繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計	日乙休八	計
平成18年3月31日残高 (千円)	2, 812, 829	1, 537, 458	75	1, 537, 533	518, 855	3, 153, 500	1, 920, 979	_	1, 526, 724	7, 120, 060	△326, 357	11, 144, 065	
中間会計期間中の変動額													
新株予約権付社債の転換	15, 049	14, 950		14, 950								30,000	
利益処分による利益の 配当									△138, 823	△138, 823		△138, 823	
利益処分による役員賞 与									△20, 900	△20, 900		△20, 900	
中間純利益									219, 655	219, 655		219, 655	
自己株式の取得											△2, 199	△2, 199	
自己株式の処分			343	343							582	926	
利益処分による別途積 立金の積立						300, 000			△300,000	-		_	
利益処分による固定資 産圧縮記帳積立金の取 崩							△78, 707		78, 707	-		-	
利益処分による買換資 産積立金の積立								162, 880	△162, 880	-		_	
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)													
中間会計期間中の変動額 合計 (千円)	15, 049	14, 950	343	15, 294	-	300, 000	△78, 707	162, 880	△324, 241	59, 931	△1,616	88, 658	
平成18年9月30日残高 (千円)	2, 827, 878	1, 552, 409	418	1, 552, 828	518, 855	3, 453, 500	1, 842, 272	162, 880	1, 202, 482	7, 179, 991	△327, 973	11, 232, 724	

	評価・換	算差額等			
	その他有価証券評価差 額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計	
平成18年3月31日 残高 (千円)	1, 863, 681	1, 863, 681	12, 780	13, 020, 526	
中間会計期間中の変動額					
新株予約権付社債の転換				30,000	
利益処分による利益の配当				△138, 823	
利益処分による役員賞与				△20,900	
中間純利益				219, 655	
自己株式の取得				△2, 199	
自己株式の処分				926	
利益処分による別途積立金の積立				-	
利益処分による固定資産圧縮記帳積立 金の取崩				-	
利益処分による買換資産積立金の積立				-	
株主資本以外の項目の中間会計期間中 の変動額(純額)	△271, 966	△271, 966	=	△271, 966	
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△271, 966	△271, 966	-	△183, 308	
平成18年9月30日 残高 (千円)	1, 591, 714	1, 591, 714	12, 780	12, 837, 218	

当中間会計期間(自平成 19年 4月 1日 至平成 19年 9月 30日)

		株主資本									
		資本剰余金				利益剰余金					
	資本金					そ	の他利益剰余	:金		自己株式	株主資本合
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計		別途積立金	固定資産 圧縮記帳 積立金	繰越利益剰 余金	利益剰余金合計		計
平成19年3月31日 残高 (千円)	3, 034, 463	1, 758, 844	44, 172	1, 803, 016	518, 855	3, 453, 500	1, 945, 888	1, 282, 345	7, 200, 589	△279, 101	11, 758, 967
中間会計期間中の変動額											
新株予約権付社債の転 換	125, 409	124, 590		124, 590							250, 000
新株予約権の行使 (株式の発行)	252, 651	251, 123		251, 123							503, 775
剰余金の配当								△144, 406	△144, 406		△144, 406
中間純利益								226, 136	226, 136		226, 136
自己株式の取得										△4, 942	△4, 942
自己株式の処分			67	67						98	165
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)											
中間会計期間中の 変動額合計 (千円)	378, 061	375, 713	67	375, 780	_	-	-	81, 730	81, 730	△4, 844	830, 728
平成19年9月30日 残高 (千円)	3, 412, 524	2, 134, 557	44, 239	2, 178, 797	518, 855	3, 453, 500	1, 945, 888	1, 364, 075	7, 282, 319	△283, 945	12, 589, 696

	評価・換	算差額等		
	その他有価証券評価差 額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
平成19年3月31日 残高 (千円)	1, 503, 698	1, 503, 698	9, 585	13, 272, 250
中間会計期間中の変動額				
新株予約権付社債の転換				250, 000
新株予約権の行使 (株式の発行)				503, 775
剰余金の配当				△144, 406
中間純利益				226, 136
自己株式の取得				△4, 942
自己株式の処分				165
株主資本以外の項目の中間会計期間中 の変動額(純額)	△401, 489	△401, 489	△3, 195	△404, 684
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△401, 489	△401, 489	△3, 195	426, 044
平成19年9月30日 残高 (千円)	1, 102, 209	1, 102, 209	6, 390	13, 698, 295

前事業年度の株主資本等変動計算書(自平成 18年 4月 1日 至平成 19年 3月 31日)

	株主資本											
	資本剰余金											
							その他利	益剰余金				株主資本合
	資本金	資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	別途積立金	固定資産 圧縮記帳 積立金	買換資産 積立金	繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計	自己株式	計
平成18年3月31日残高 (千円)	2, 812, 829	1, 537, 458	75	1, 537, 533	518, 855	3, 153, 500	1, 920, 979	_	1, 526, 724	7, 120, 060	△326, 357	11, 144, 065
事業年度中の変動額												
新株予約権付社債の転 換	20, 065	19, 934		19, 934								40, 000
新株予約権の行使 (株式の発行)	201, 568	201, 451		201, 451								403, 020
新株予約権の行使 (自己株式の交付)			41, 999	41, 999							58, 755	100, 755
利益処分による利益の 配当									△138, 823	△138, 823		△138, 823
剰余金の配当									△121,805	△121,805		△121,805
利益処分による役員賞 与									△20, 900	△20, 900		△20, 900
当期純利益									362, 057	362, 057		362, 057
自己株式の取得											△14, 014	△14, 014
自己株式の処分			2, 098	2, 098							2, 514	4,612
利益処分による別途積 立金の積立						300, 000			△300,000	=		=
固定資産圧縮記帳積立 金の積立							162, 880		△162,880	-		-
利益処分による買換資 産積立金の積立								162, 880	△162, 880	-		_
買換資産積立金の取崩								△162,880	162, 880	_		-
利益処分による固定資 産圧縮記帳積立金の取 崩							△78, 707		78, 707	_		_
固定資産圧縮記帳積立 金の取崩							△59, 264		59, 264	=		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)												
事業年度中の変動額合計 (千円)	221, 634	221, 385	44, 097	265, 483		300, 000	24, 908		△244, 379	80, 529	47, 255	614, 902
平成19年3月31日残高 (千円)	3, 034, 463	1, 758, 844	44, 172	1, 803, 016	518, 855	3, 453, 500	1, 945, 888	_	1, 282, 345	7, 200, 589	△279, 101	11, 758, 967

	評価・換	算差額等			
	その他有価証券評価差 額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計	
平成18年3月31日 残高 (千円)	1, 863, 681	1, 863, 681	12, 780	13, 020, 526	
事業年度中の変動額					
新株予約権付社債の転換				40,000	
新株予約権の行使 (株式の発行)				403, 020	
新株予約権の行使 (自己株式の交付)				100, 755	
利益処分による利益の配当				△138, 823	
剰余金の配当				△121, 805	
利益処分による役員賞与				△20, 900	
当期純利益				362, 057	
自己株式の取得				△14, 014	
自己株式の処分				4, 612	
利益処分による別途積立金の積立				-	
固定資産圧縮記帳積立金の積立				-	
利益処分による買換資産積立金の積立				=	
買換資産積立金の取崩				=	
利益処分による固定資産圧縮記帳積立 金の取崩				1	
固定資産圧縮記帳積立金の取崩					
株主資本以外の項目の事業年度中の変 動額(純額)	△359, 982	△359, 982	△3, 195	△363, 177	
事業年度中の変動額合計 (千円)	△359, 982	△359, 982	△3, 195	251, 724	
平成19年3月31日 残高 (千円)	1, 503, 698	1, 503, 698	9, 585	13, 272, 250	

前中間会計期間 当中間会計期 項目 (自 平成18年4月1日 (自 平成19年4) 至 平成18年9月30日) 至 平成19年9	月1日 (自 平成18年4月1日
1. 資産の評価基 (1) 有価証券 (1) 有価証券	(1) 有価証券
準及び評価方法 満期保有目的債券 満期保有目的債券	満期保有目的債券
…償却原価法(定額法)	同左
子会社株式及び関連会社株式 子会社株式及び関連	連会社株式 子会社株式及び関連会社株式
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同左
	, . –
その他有価証券 その他有価証券	その他有価証券
時価のあるもの時価のあるもの	時価のあるもの
・・・・中間決算日の市場価格等に基づ 同左	…決算日の市場価格等に基づ
く時価法(評価差額は全部純資	く時価法(評価差額は全部
産直入法により処理し、売却原	純資産直入法により処理
価は移動平均法により算定)	し、売却原価は移動平均法
	により算定)
時価のないもの 時価のないもの	時価のないもの
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同左
	,
(2) デリバティブ (2) デリバティブ	(2) デリバティブ
…時価法 同左	同左
(3) たな卸資産(貯蔵品) (3) たな卸資産(貯蔵品	品) (3) たな卸資産(貯蔵品)
先入先出法による原価法 同左	同左
2. 固定資産の減 (1) 有形固定資産 (1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産
価償却の方法 主な賃貸事業用資産、金城ふ頭倉庫 主な賃貸事業用資産	
資産及び平成10年4月1日以降取得した 倉庫資産及び平成10年	
建物(建物附属設備は除く) 取得した建物(建物附	
	<)
上記以外の有形固定資産 ・・・・定額法	…定額法
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
主な耐用年数 …定率法	…定率法
・建物及び構築物 主な耐用年数	主な耐用年数
2~50年 ・建物及び構築物	・建物及び構築物
・機械装置及び運搬具	2~50年 2~50年 1
2~12年 ・機械装置及び運搬	般具・機械装置及び運搬具
	2~12年 2~12年
(会計方針の変更)	
法人税法の改正に保	半い、当中間
会計期間より、平成1	19年4月1日
以降に取得した有形	
いて、改正後の法人利	
減価償却の方法に変見	
す。これにより営業利	
益及び税引前中間純和	利益は、それ
ぞれ2,515千円減少し	
す。	
(追加情報)	
法人税法改正に伴い	ハ、平成19年
3月31日以前に取得し	
いては、改正前の法人	
く減価償却の方法の道	
得価額の5%に到達し	
の翌事業年度より、耳	
5%相当額と備忘価額	額との差額を
5年間にわたり均等低	賞却し、減価
償却費に含めて計上し	
「「「「「「」」」 「「「」「「」「」「「」「」「」「」「」「」「」「」	しておりま
す。これにより営業利	
	利益、経常利
す。これにより営業利 益及び税引前中間純和	利益、経常利 利益がそれぞ
す。これにより営業和 益及び税引前中間純和 れ11,882千円減少して	利益、経常利 利益がそれぞ ております。
す。これにより営業利益及び税引前中間純利 和11,882千円減少して (2)無形固定資産 (2)無形固定資産	利益、経常利 利益がそれぞ ております。 (2) 無形固定資産
す。これにより営業利益及び税引前中間純利	利益、経常利 利益がそれぞ ております。
す。これにより営業利益及び税引前中間純利 れ11,882千円減少して (2)無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェア(自社利用分)	利益、経常利 利益がそれぞ ております。 (2) 無形固定資産
す。これにより営業利益及び税引前中間純利	利益、経常利 利益がそれぞ ております。 (2) 無形固定資産

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3. 引当金の計上	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
基準	債権の貸倒れによる損失に備えるた	同左	同左
3.1	め、一般債権については貸倒実績率に	1° g roda	1° g Sudan
	より、貸倒懸念債権等特定の債権につ		
	いては個別に回収可能性を勘案し、回		
	収不能見込額を計上しております。		
	(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金
	従業員(執行役員を含む)の賞与の支	従業員の賞与の支出に備えて、	従業員に対して支給する賞与の
	払に備えて、賞与支給見込額の当中	賞与支給見込額の当中間会計期間	支出にあてるため、賞与支給見込
	間会計期間負担額を計上しておりま	負担額を計上しております。	額の当期負担額を計上しておりま
	す。		す。
	(3) 役員賞与引当金	(3) 役員賞与引当金	(3) 役員賞与引当金
	役員の賞与の支払に備えるため賞与	役員の賞与の支出に備えて、賞	役員賞与の支出に備えて、当事
	支給見込額の当中間会計期間負担額を	与支給見込額の当中間会計期間負	業年度における支給見込額に基づ
	計上しております。	担額を計上しております。	き計上しております。
	(会計方針の変更)		(会計方針の変更)
	当中間会計期間より「役員賞与に関		当事業年度より「役員賞与に関
	する会計基準」(企業会計基準委員会		する会計基準」(企業会計基準委員
	平成17年11月29日 企業会計基準第4		会 平成17年11月29日 企業会計
	号)を適用しております。		基準第4号)を適用しております。
	これにより営業利益、経常利益及び		これにより営業利益、経営利益
	税引前中間純利益は10,450千円減少し		及び税引前当期純利益は、それぞ
	ております。		れ20,900千円減少しております。
		(4) 執行役員賞与引当金	(4) 執行役員賞与引当金
		執行役員の賞与の支出に備え	執行役員賞子の支出に備えて、
		て、賞与支給見込額の当中間会計	当事業年度における支給見込額に
		期間負担額を計上しております。	基づき計上しております。
	(5) 退職給付引当金	(5) 退職給付引当金	(5) 退職給付引当金
	従業員及び執行役員の退職給付に備	従業員の退職給付に備えるた	従業員の退職給付に備えるた
	えるため設定しております。	め、当事業年度末における退職給	め、当事業年度末における退職給
	従業員については、当事業年度末に	付債務及び年金資産の見込額に基	付債務及び年金資産の見込額に基
	おける退職給付債務及び年金資産の見	づき、当中間会計期間末において	づき計上しております。
	込額に基づき、当中間会計期間末にお	発生していると認められる額を計	過去勤務債務は、その発生時の
	いて発生していると認められる額を計	上しております。	従業員の平均残存勤務期間以内の
	上しております。	過去勤務債務は、その発生時の	一定の年数(10年)による定額法に
	執行役員については、内規に基づく	従業員の平均残存勤務期間以内の	より、費用処理しております。
	当中間会計期間末要支給額を計上して	一定の年数(10年)による定額法に	また、数理計算上の差異は、そ
	おります。	より、費用処理しております。	の発生時における従業員の平均残
	過去勤務債務は、その発生時の従業	また、数理計算上の差異は、そ	存勤務期間以内の一定年数(10年)
	員の平均残存勤務期間以内の一定の年	の発生時における従業員の平均残	による定額法により按分した額を
	数(10年)による定額法により、費用処	存勤務期間以内の一定年数(10年)	それぞれ発生の翌期から費用処理
	理しております。	による定額法により按分した額を	しております。
	また、数理計算上の差異は、その発	それぞれ発生の翌期から費用処理	
	生時における従業員の平均残存勤務期	しております。	
	間以内の一定年数(10年)による定額法		
	により按分した額をそれぞれ発生の翌		
1	Here a with the terminal and a south for	İ	

期から費用処理しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 なお、非常勤役員の退職慰労金については、当事業年度より廃止することに決定しましたので、当該引当分を中間会計期間において取崩しております。	(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備え るため、内規に基づく当中間会計 期間末要支給額を計上しておりま す。 なお、平成19年6月開催の株主 総会で役員退職慰労金制度を廃止 しましたが、退任時に支給する金 額が確定するまで、引き続き引当 金として計上することとしており	(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備え るため、内規に基づく期末要支給 額を計上しております。 なお、非常勤役員の退職慰労金 については、当事業年度より廃止 することに決定しましたので、当 該引当分を当事業年度において取 崩しております。
	(8) 投資損失引当金	ます。 (7) 執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支出に 備えるため、内規に基づく当中間 会計期間末要支給額を計上してお ります。	(7) 執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支出に 備えるため、内規に基づく期末要 支給額を計上しております。 なお、前事業年度は退職給付引 当金に含めて21,700千円を計上し ております。
	投資に係る損失に備えるため、投資 先の財政状態等を勘案し、損失負担見 込額を計上しております。		
4. リース取引の 処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リ ース取引については、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理によってお ります。	同左	同左
5. ヘッジ会計の 方法	① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、 特例処理の要件を満たしている場合は 特例処理を採用しております。② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 ヘッジ対象	 ヘッジ会計の方法 同左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 	① ヘッジ会計の方法 同左② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左
	ペッジチャ ペッシ 別家 金利スワップ 借入金 ③ ヘッジ方針 当社の内部規定である「デリバティ ブ取引管理規程」に基づき、金利変動 リスクをヘッジしております。なお、 金利変動リスクに関しては、原則とし て借入金の金額をヘッジする方針であ ります。	同左 ③ ヘッジ方針 同左	同立 ③ ヘッジ方針 同左
	④ ヘッジ有効性評価の方法 特例処理の要件を満たしております ので、中間決算日における有効性の評 価を省略しております。	④ ヘッジ有効性評価の方法 同左	④ ヘッジ有効性評価の方法 特例処理の要件を満たしており ますので、当期末における有効性 の評価を省略しております。
6. その他中間財 務諸表(財務諸 表)作成のため の基本となる重 要な事項	① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	① 消費税等の会計処理 同左	① 消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会		(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会
計基準)		計基準)
当中間会計期間より、「貸借対照表の純		当事業年度より、「貸借対照表の純資産
資産の部の表示に関する会計基準 」(企業		の部の表示に関する会計基準」(企業会計
会計基準第5号 平成17年12月9日) 及び		基準委員会 平成17年12月9日 企業会計
「貸借対照表の純資産の部の表示に関する		基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の
会計基準等の適用指針」(企業会計基準適		部の表示に関する会計基準等の適用指針」
用指針第8号 平成17年12月9日)を適用し		(企業会計基準委員会 平成17年12月9日
ております。		企業会計基準適用指針第8号)を適用して
これまでの資本の部の合計に相当する金額		おります。
は12,824,438千円であります。		従来の資本の部の合計に相当する金額は、
なお、当中間会計期間における中間貸借対		13, 262, 665千円であります。
照表の純資産の部については、中間財務諸表		なお、当事業年度における貸借対照表の純
等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表		資産の部については、財務諸表等規則の改正
等規則により作成しております。		に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成
		しております。

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		
	(役員賞与引当金) 前中間会計期間末まで流動負債の「そ の他」に含めて表示しておりました「役 員賞与引当金」は、当中間会計期間末よ り、区分掲記することにしました。 なお、前中間会計期間末の流動負債の 「その他」に含まれる「役員賞与引当 金」は、10,450千円であります。 (執行役員賞与引当金) 前中間会計期間末まで流動負債の「賞		
	与引当金」に含めて表示しておりました 「執行役員賞与引当金」は、当中間会計 期間末より、区分掲記することにしまし た。 なお、前中間会計期間末の流動負債の 「賞与引当金」に含まれる「執行役員賞 与引当金」は、2,100千円であります。 (執行役員退職慰労引当金) 前中間会計期間末まで固定負債の「退 職給付引当金」に含めて表示しておりま した「執行役員退職慰労引当金」は、当 中間会計期間末より、区分掲記すること にしました。 なお、前中間会計期間末の固定負債の		
	「退職給付引当金」に含まれる「執行役 員退職慰労引当金」は、21,650千円であ ります。		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 当中間会計期間末 前事業年度末 (平成18年9月30日) (平成19年9月30日) (平成19年3月31日) ※1 有形固定資産の減価償却累計額 ※1 有形固定資産の減価償却累計額 ※1 有形固定資産の減価償却累計額 11,232,171千円 12,028,972千円 11,647,507千円 ※2 担保に供している資産 ※2 担保に供している資産 ※2 担保に供している資産 (ア) 建物 1,372,114千円 (ア) 建物 (ア) 建物 1,335,596千円 1,426,654千円 土地 678,462千円 土地 499,422千円 十地 499,433千円 投資有価証券 1,377,330千円 投資有価証券 785,810千円 投資有価証券 946,810千円 上記に対する債務 上記に対する債務 上記に対する債務 短期借入金 370,000千円 短期借入金 120,000千円 短期借入金 270,000千円 長期借入金 3,664,500千円 長期借入金 4,227,950千円 長期借入金 3,714,150千円 (1年以内返済予定分を含む) (1年以内返済予定分を含む) (1年以内返済予定分を含む) (イ) 投資有価証券 10,012千円 (イ)流動資産(その他) 2,996千円 (イ) 投資有価証券 10,014千円 (宅地建物取引の保証金とし 投資有価証券 7,018千円 (宅地建物取引の保証金とし (宅地建物取引の保証金とし て愛知県へ差入れ) て愛知県へ差入れ) て愛知県へ差入れ) 3 偶発債務 3 偶発債務 3 偶発債務 名古屋港国際総合流通センタ 名古屋港国際総合流通センタ 名古屋港国際総合流通センタ --(株) --(株) --(株) (倉庫建設資金についての銀行 (倉庫建設資金についての銀行 (倉庫建設資金についての銀行 借入金に対する保証債務) 借入金に対する保証債務) 借入金に対する保証債務) 48,186千円 1,040千円 19,413千円 (出資割合による個別保証額) (出資割合による個別保証額) (出資割合による個別保証額) 4 受取手形裏書譲渡高 4 受取手形裏書譲渡高 4 受取手形裏書譲渡高 51,951千円 57,794千円 60,828千円 ※5 消費税等の取扱い ※5 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等 同左 は相殺のうえ、流動負債の「そ の他」に含めて表示しておりま す。

(中間損益計算書関係)

	(中间損益計昇書関係)	1		ı		
前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
※ 1	営業外収益の主要項目受取利息3,868千円受取配当金66,952千円有価証券利息1千円	※ 1	営業外収益の主要項目受取利息5,417千円受取配当金76,171千円有価証券利息36千円	※ 1	営業外収益の主要項目 受取利息 8,584千円 受取配当金 106,465千円 有価証券利息 2千円	
※ 2	営業外費用の主要項目支払利息34,919千円社債利息9,796千円社債発行費償却2,524千円	※ 2	営業外費用の主要項目 支払利息 44,129千円 社債利息 9,809千円	※ 2	営業外費用の主要項目支払利息76,009千円社債利息19,460千円社債発行費償却5,048千円	
※ 3	特別利益の主要項目 役員退職慰労 引当金戻入 貸倒引当金戻 入 設備導入奨励 金 1,666千円 金 相定資産売却 404千円	*3	特別利益の主要項目 貸倒引当金戻 入 固定資産売却 748千円 益	※ 3	特別利益の主要項目 過年度損益修 正益 役員退職慰労 引当金戻入 設備導入奨励 金 4,485千円 固定資産売却 1.396千円	
※ 4	特別損失の主要項目 建物除却損 3,846千円 その他有形固 定資産除却損 投資有価証券 9,792千円 評価損 9,792千円	※ 4	特別損失の主要項目 建物除却損 15,720千円 その他有形固 定資産売除却 842千円 損 倉庫改修に伴 22,133千円 う関連費用 22,133千円	* 4	特別損失の主要項目 建物除却損 4,645千円 その他有形固 定資産売除却 1,963千円 損 投資有価証券 9,792千円 評価損 葬儀費用 4,802千円 関係会社株式 4,100千円	
5	減価償却実施額 有形固定資産 392,133千円 無形固定資産 31,029千円	5	減価償却実施額 有形固定資産 429,885千円 無形固定資産 38,957千円	5	減価償却実施額 有形固定資産 839,164千円 無形固定資産 70,972千円	
※ 6 <i>𝑉</i>	納付税額及び法人税等調整額 計算方法 当期において予定している圧 縮積立金の積立て及び取崩し を前提として、当中間会計期 間に係る金額を計算しており ます。	※ 6	納付税額及び法人税等調整額 の計算方法 当期において予定している圧 縮積立金の取崩しを前提とし て、当中間会計期間に係る金 額を計算しております。	※ 6	納付税額及び法人税等調整額 の計算方法 	

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数 (株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式 (注)	1, 433, 593	5, 362	2, 554	1, 436, 401
合計	1, 433, 593	5, 362	2, 554	1, 436, 401

(注)自己株式の増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式 (注)	1, 197, 534	11, 770	419	1, 208, 885
合計	1, 197, 534	11,770	419	1, 208, 885

(注)自己株式の増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数 (株)	当事業年度増加株 式数 (株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式 数 (株)
普通株式 (注)	1, 433, 593	31, 984	268, 043	1, 197, 534
合計	1, 433, 593	31, 984	268, 043	1, 197, 534

(注)自己株式の増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は、同買増による減少と、新株予約権行使に伴う自己 株式充当による減少であります。 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損失 累計額相当額及び中間期末残高相 当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)
工具・ 器具及 び備品	430, 900	230, 625	200, 275
合計	430, 900	230, 625	200, 275

(2) 未経過リース料中間期末残高相 当額等

未経過リース料中間期末残高相 当額

(千円)1 年内84,8781 年超115,396合計200,275

- (注)取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、 未経過リース料中間期末残高が 有形固定資産の中間期末残高等 に占める割合が低いため、支払 利子込み法により算定しており ます。
- (3) 支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当額 及び減損損失

(千円)

支払リース料 44,064 減価償却費相当額 44,064

- (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。
 - (減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損失 累計額相当額及び中間期末残高相 当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)
工具・ 器具及 び備品	399, 728	252, 261	147, 467
合計	399, 728	252, 261	147, 467

(2) 未経過リース料中間期末残高相 当額等

未経過リース料中間期末残高相 当額

> (千円) 78,065 69,401

合計 147, 467 (注) 同左

1年内

1年超

(3) 支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当額 及び減損損失

(千円)

支払リース料 46,165 減価償却費相当額 46,165

(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左

(減損損失について)

同左

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損失 累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額相当額(千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具・ 器具及 び備品	465, 448	276, 539	188, 908
合計	465, 448	276, 539	188, 908

(2) 未経過リース料期末残高相当額 等

未経過リース料期末残高相当額

(千円)1 年内84,7431 年超104,165合計188,908

- (注)取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
- (3) 支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当額 及び減損損失

(千円)

支払リース料 89,979 減価償却費相当額 89,979

(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左

(減損損失について)

同左.

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

<u>次へ</u>

(重要な後発事象)

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成19年3月31日)
		平成19年5月9日および平成19年6 月11日に当社の新株予約権の権利行 使が行われ、発行済株式総数(普通 株式)は、1,206,206株増加して、 38,505,283株となり、資本金は 252,651千円増加して3,287,115千 円、資本剰余金は251,123千円増加 して2,054,139千円となっておりま す。

(2) 【その他】

当期中間配当に関する取締役会の決議は次のとおりであります。

取締役会決議日平成19年11月14日中間配当金の総額133,406千円1株当たりの配当額3円 50銭支払開始日平成19年12月10日

(注)平成19年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
 - 事業年度(第128期)(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月28日東海財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書
 - 平成19年7月17日東海財務局長に提出

事業年度 (第128期)(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成18年12月21日

東陽倉庫株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 泰行 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐久間 清光 印 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東陽倉庫株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東陽倉庫株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(会計方針の変更)に記載のとおり、会社は、当中間連結会計期間より、役員賞与に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が 別途保管しております。

平成19年12月20日

東陽倉庫株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 泰行 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐久間 清光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東陽倉庫株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東陽倉庫株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(会計方針の変更)に記載のとおり、連結子会社は当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した車両運搬具の減価償却の方法を、定率法から定額法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が 別途保管しております。

平成18年12月21日

東陽倉庫株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 泰行 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐久間 清光 印 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東陽倉庫株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第128期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東陽倉庫株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項(会計方針の変更)に記載のとおり、会社は、当中間会計期間より役員賞与に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が 別途保管しております。

平成19年12月20日

東陽倉庫株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 泰行 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐久間 清光 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東陽倉庫株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第129期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東陽倉庫株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が 別途保管しております。